

令和 4 年 6 月 27 日
山形県地域公共交通活性化協議会

○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に関する事項
(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第2項第1号～第7号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本県では、総人口が減少する一方で65歳以上の高齢者数が年々増加する中、平成29年3月の改正道路交通法の施行を契機に自動車運転免許の返納も増加傾向にあるなど、移動手段を公共交通に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者が増加することが見込まれている。

一方では、学校、病院、行政機関の再編統合、郊外型大型店舗の進出に伴う地元商店街の衰退等により、県民の生活圏が拡大しており、地域間幹線系統のバス路線は、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段となっている。

しかしながら、少子高齢化やモータリゼーションの進展等により、本県におけるバス利用者数は、この30年間で8割以上減少し、現在も減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、更に近年のコロナ禍によりバス事業者は極めて厳しい経営環境に置かれている。

これらのことから、一定規模の乗合バス事業をバス事業者が単独で継続運行することが困難な状況になっており、国、県による地域公共交通確保維持事業による支援が必要となっている。

今回、当該計画において認定申請する幹線バス系統は、鉄道、幹線系統以外の路線バス、市町村が維持に努めるバスやデマンド型交通との接続や、各地域の中核的な医療機関や高等学校等の公共施設など利用者のニーズに対応しているものである。特に、鉄道のない市町村については、移動手段の確保に特段の配慮を行っている。

本協議会としては、県民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、今後とも複数市町村にまたがる広域的・幹線的なバス系統の確保・維持に努めていく。

○山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、県内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・山形県地域公共交通活性化協議会における定期的な協議・検証

○山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。

・GTFS-JP等のデータの県ホームページ上での公開

○山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。

・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、県民や来訪者への普及啓発

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度R6年度末）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度R6年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度R6年度末）（山形県地域公共交通計画 P.129、132 参照）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績3,000千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・ 上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

○事業の効果

- ・ 地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的なバスネットワークが形成され、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。
- ・ 定量的な事業目標を導入することにより、運行費用の抑制や効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を作成し添付

5. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表3」を作成し添付。

((10) 山交ビル（県立中央病院・高掬）天童温泉）

6. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表4」を作成し添付

別 紙

7. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

別添資料「幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧」のとおり

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

8. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費補助等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域間幹線系統路線を運行するバス車両については、使用開始から20年以上を経過するなど耐用年数を大幅に上回っており、老朽化に伴い修繕費も年々増加していることから、早急な買い換えが必要となっている。

しかしながら、幹線系統の路線バス事業は運行欠損を生じており、事業者単独で車両の取得を押し進めていくことは困難であり、車両減価償却費等国庫補助金の活用により、取得を進めるものである。

取得にあたっては、高齢者等の移動等の円滑化に配慮するものとし、令和5年度は上記のうちノンステップバス3台を購入するものである。

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費補助等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

やまがた長寿安心プラン（令和3年度策定）における
令和7年度末の乗合バスのノンステップ化率 80%

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の達成

・県全体目標値（目標年度R6年度末）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の達成

・県全体目標値（目標年度R6年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の達成

・県全体目標値（目標年度R6年度末）（山形県地域公共交通計画 P.129、132 参照）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通 : 1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー : 1億円（直近年度の実績3,000千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

(2) 事業の効果

老朽化した車両の更新として車両を取得することにより地域間幹線バスシステムの維持が図られるとともに、特にノンステップバスの導入促進によって地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」及び「表7」を作成し添付
なお、山形県は国庫補助金と同額を負担。

○その他申請に関する事項

11. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和3年度>

- ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会

- ・ 令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更（村山）
- ・ 令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更（村山・庄内）
- ・ 令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更（村山・最上・置賜）
- ・ 令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更（村山）

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

12. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	山形県みらい企画創造部総合交通政策課長
関係市区町村	山形県内市町村地域公共交通担当課長（全35市町村） 宮城県総合交通対策課長 福島県生活交通課長 仙台市公共交通推進課長
交通事業者・ 交通施設管理者等	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所交通対策課長 山形県県土整備部道路保全課長 山形県県土整備部空港港湾課長 関係バス事業の代表者 東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 山形鉄道株式会社 山形空港ビル株式会社 庄内空港ビル株式会社
地方運輸局	東北運輸局山形運輸支局長
その他協議会が 必要と認める者	一般社団法人山形県バス協会会長 一般社団法人山形県ハイヤー協会会長 山形県ハイヤー・タクシー協会会長 山形県交通運輸産業労働組合協議会議長 山形県警察本部交通部交通企画課長 各総合支庁総務企画部総務課連携支援室長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県山形市松波二丁目8-1

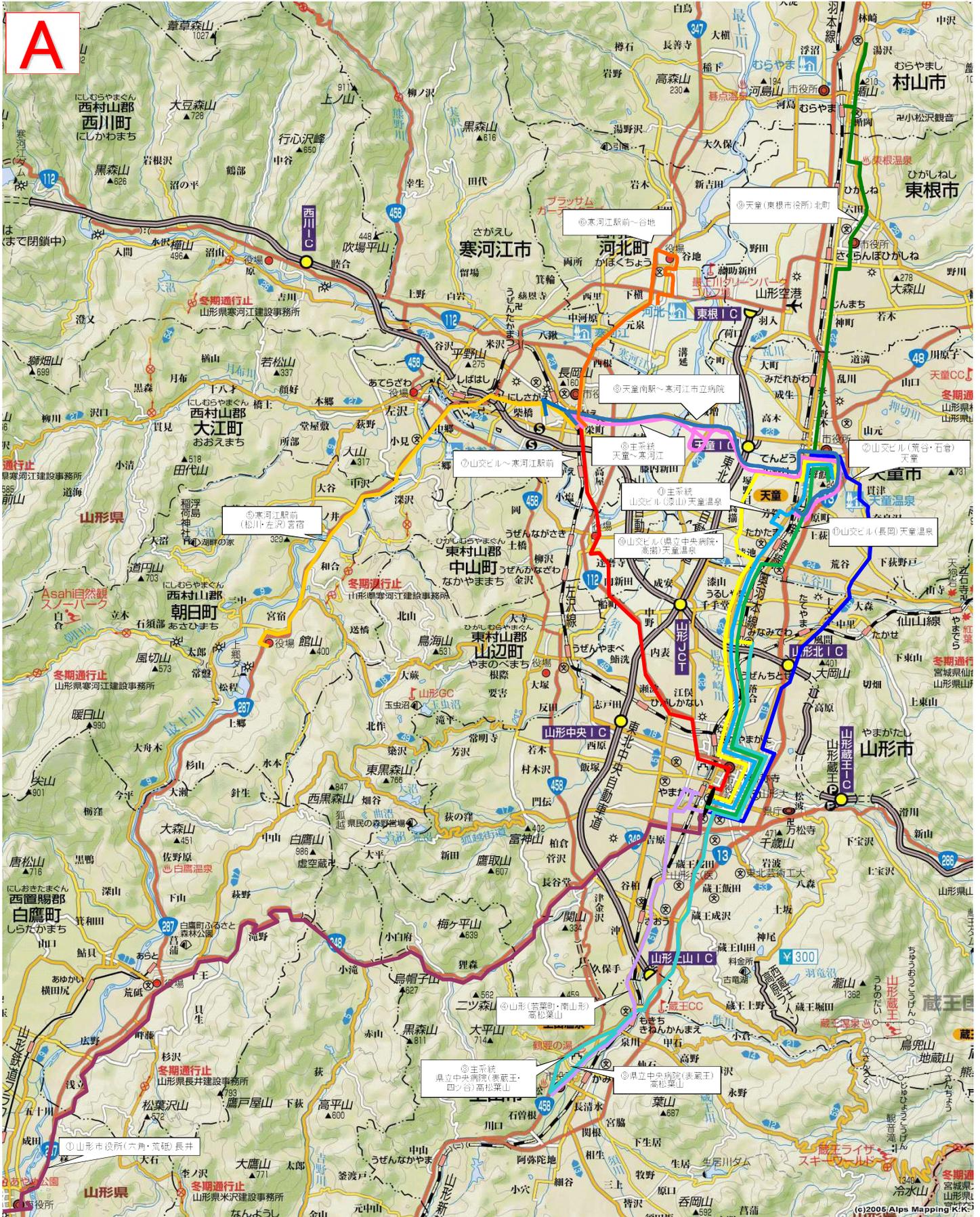
（所 属）山形県みらい企画創造部総合交通政策課

（氏 名）主事 森野 太郎

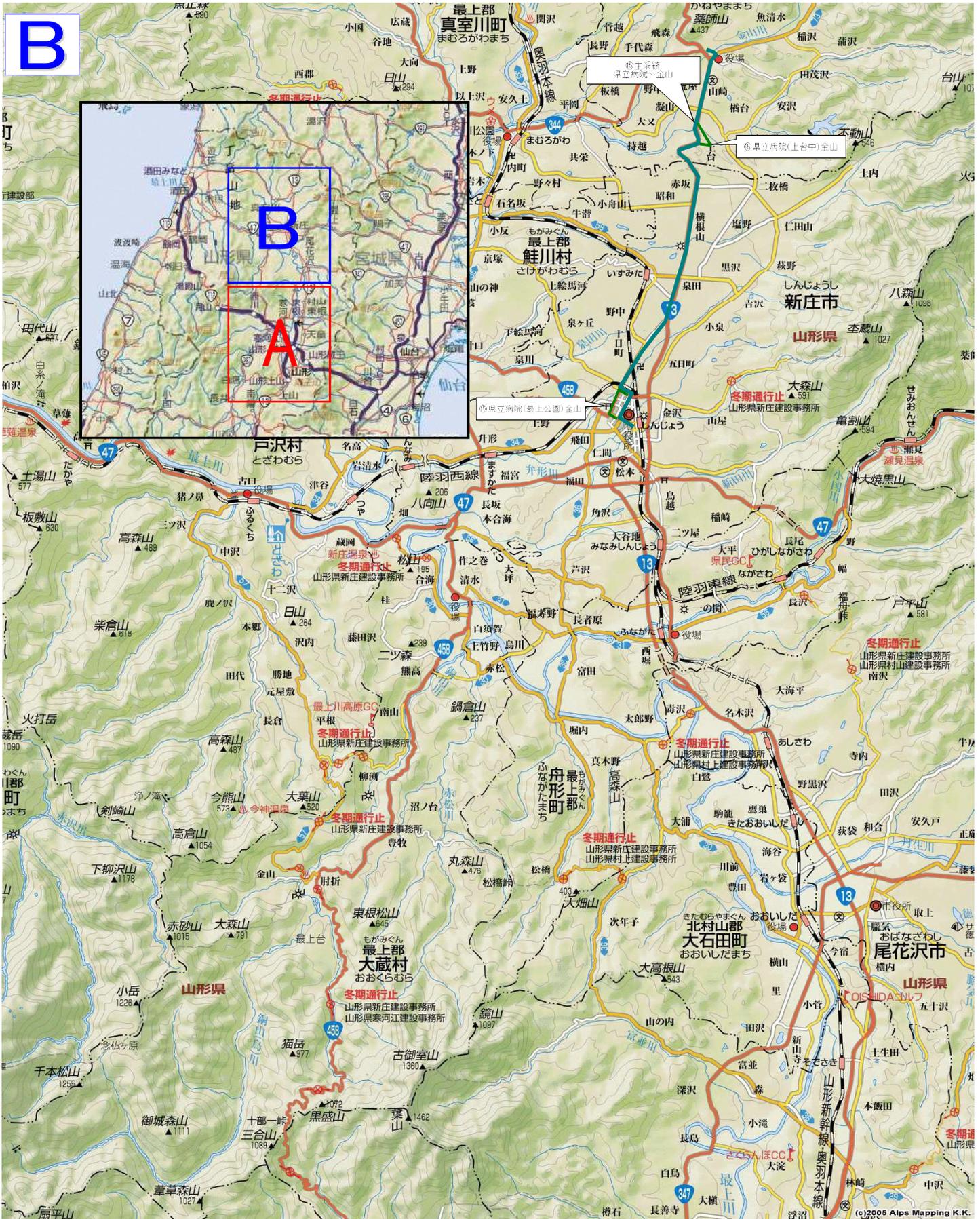
（電 話）023-630-3417

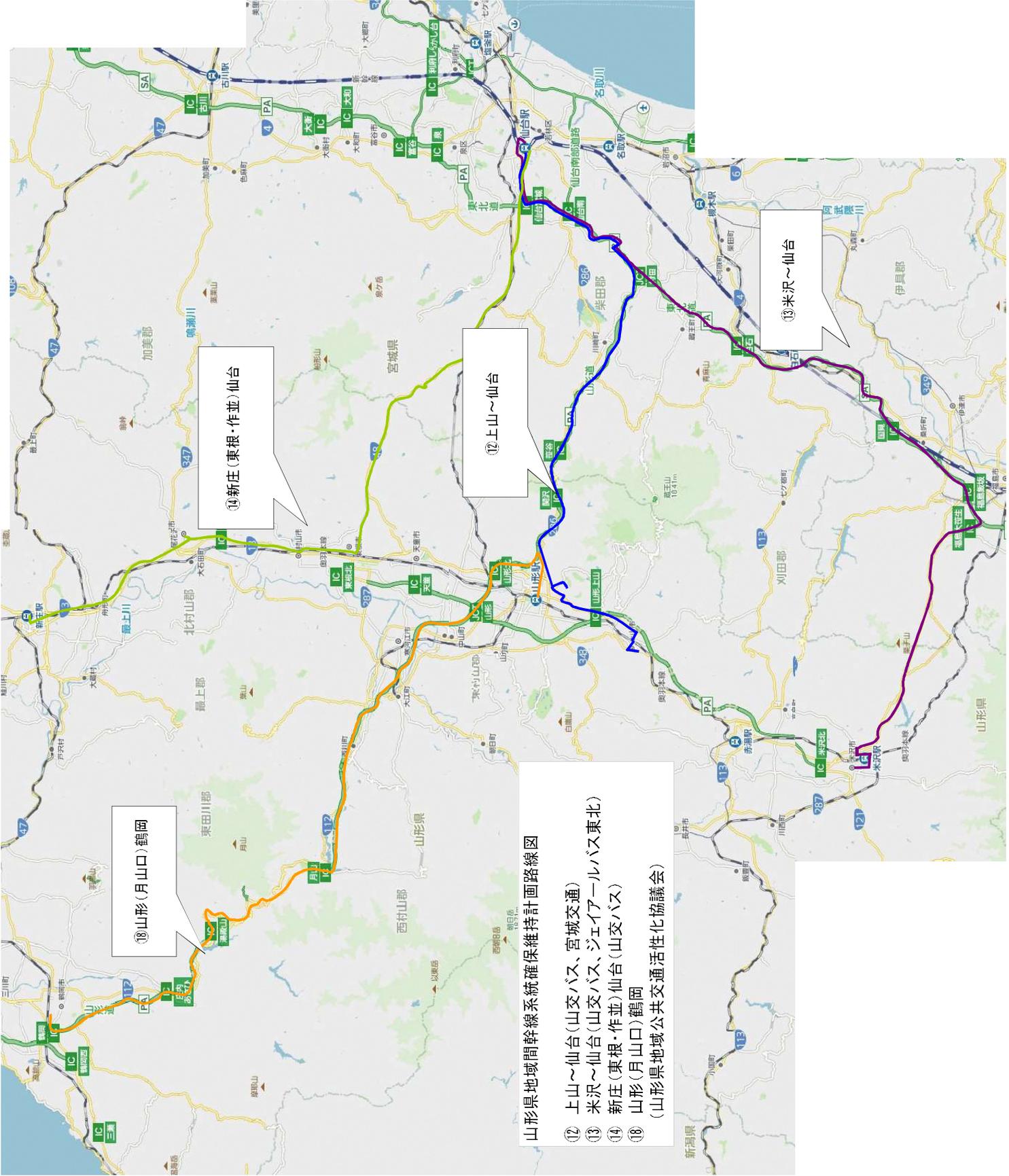
（e-mail）ykotsu@pref.yamagata.lg.jp

山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(山交バス)



山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(山交バス)

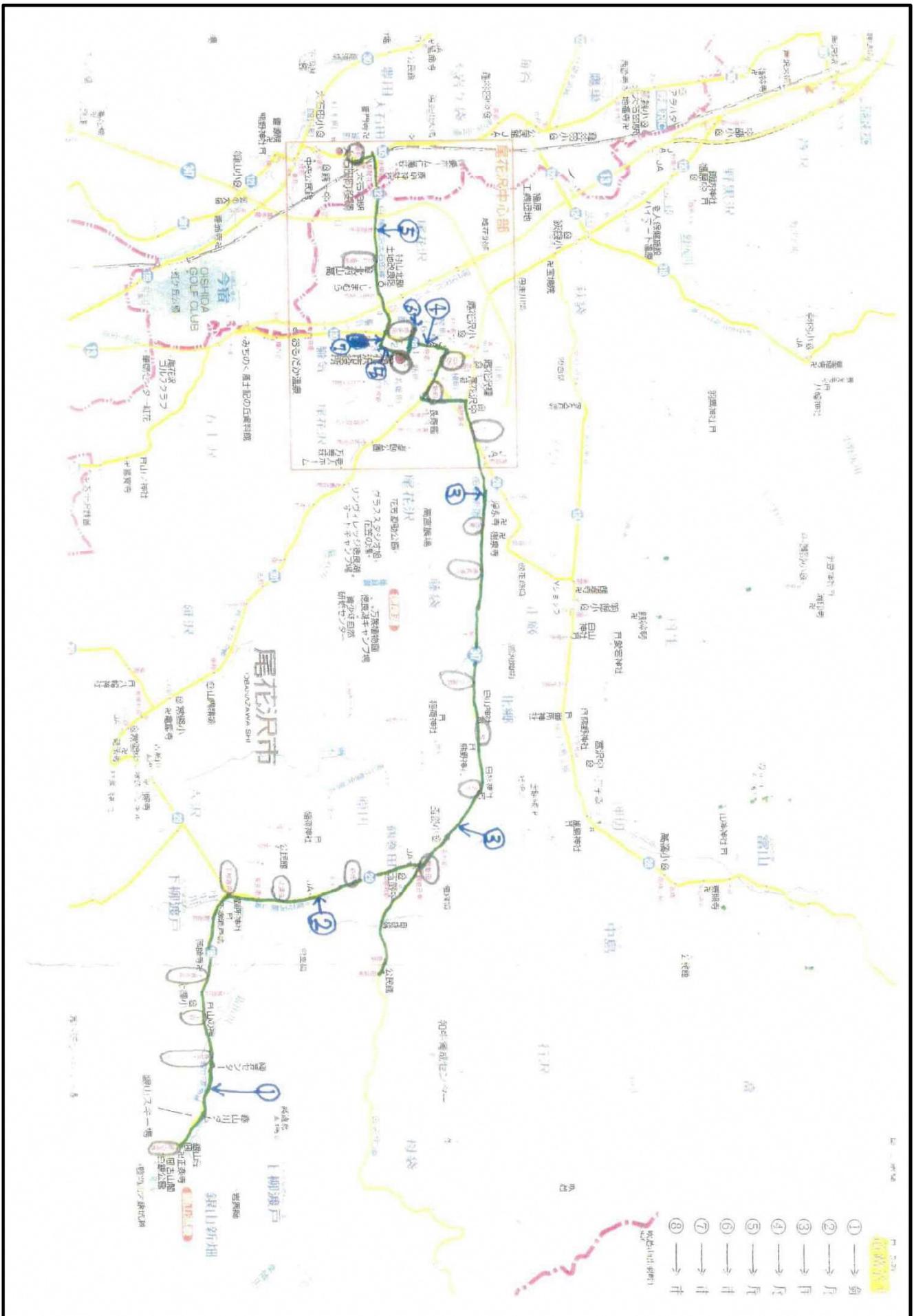




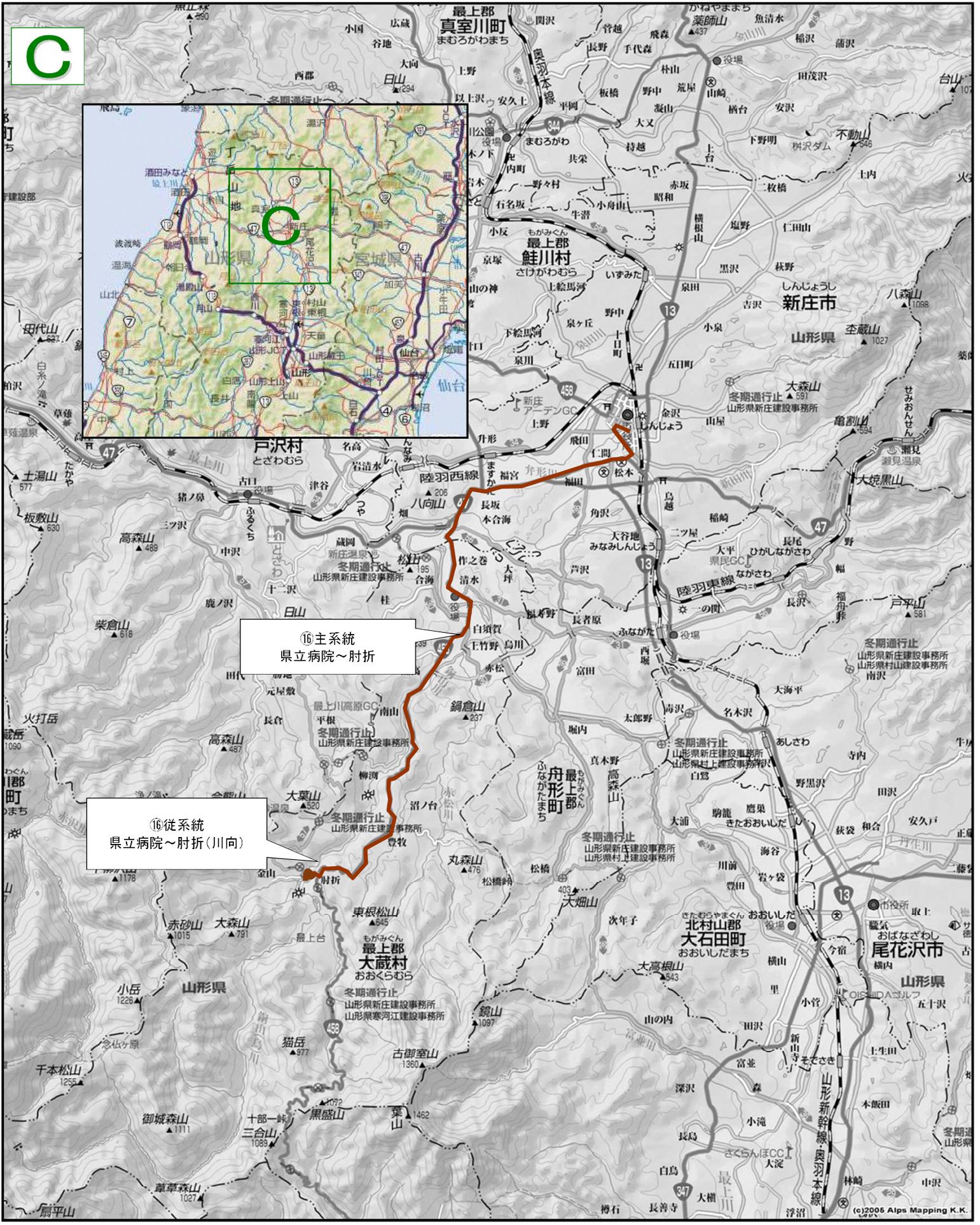
山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図

- ⑩ 上山～仙台(山交バス、宮城交通)
- ⑪ 米沢～仙台(山交バス、ジェイアールバス東北)
- ⑫ 新庄(東根・作並)仙台(山交バス)
- ⑬ 山形(月山口)鶴岡
(山形県地域公共交通活性化協議会)

山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(はながさバス)



山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(新庄輸送サービス)



山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図（庄内交通）

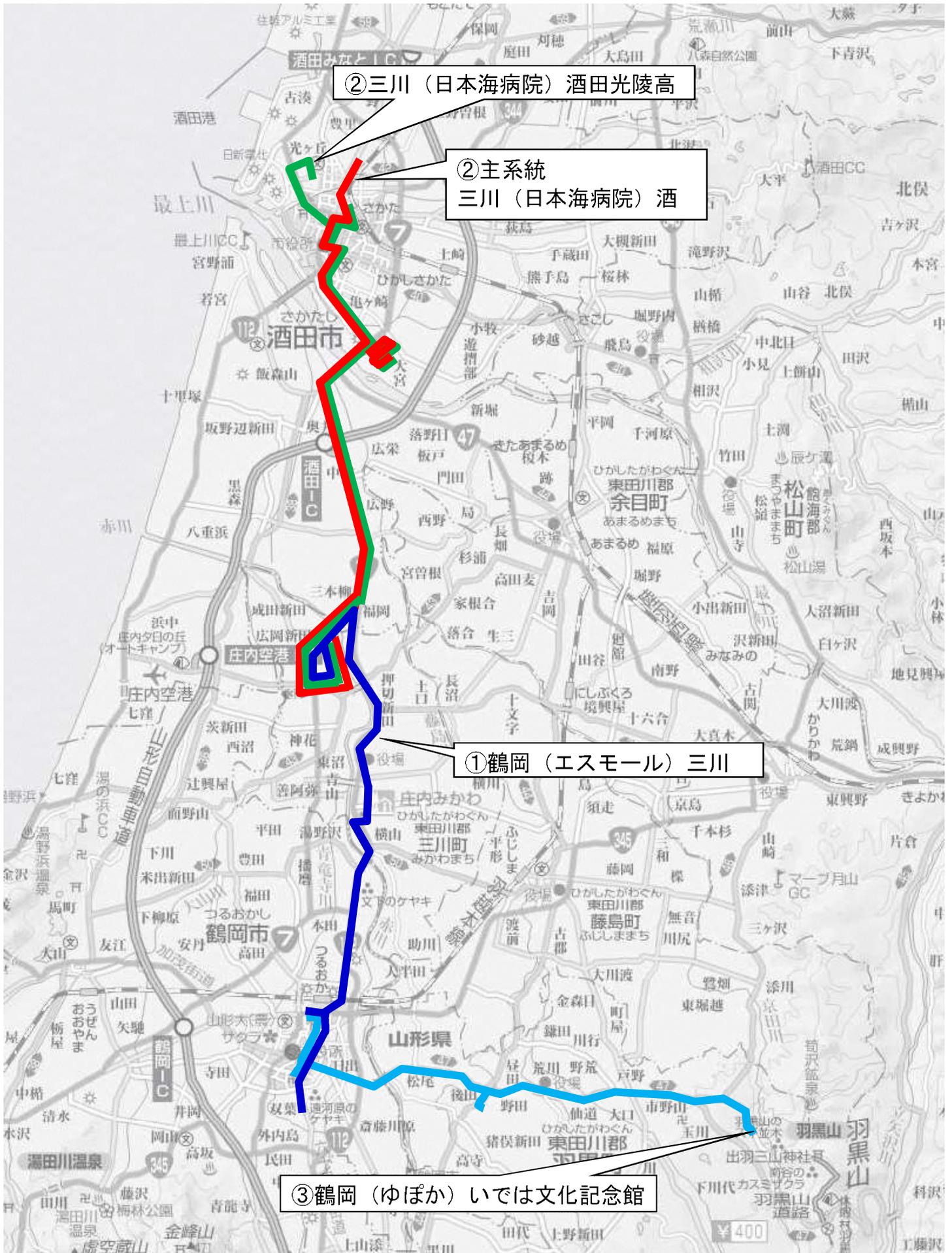


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

5年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例 措置
山形県	山交バス(株)	(1) 山形市役所(六角・荒砥)長井	14,509.5	1
		(2) 山交ビル(荒谷・石倉)天童	6,943.5	
		(3) 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	2,451.5	
		(4) 山形(若葉町・南山形)高松葉山	6,772.0	
		(5) 寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	3,561.5	
		(6) 寒河江駅前～谷地	4,096.0	
		(7) 山交ビル～寒河江駅前	7,974.0	
		(8) 天童～寒河江	4,391.5	3
		(9) 天童(東根市役所)北町	948.5	
		(10) 山交ビル(県立中央病院・高揃)天童温泉	828.5	
		(11) 山交ビル(漆山)天童温泉	9,092.0	
		(12) 上山～仙台	16,166.0	3
		(13) 米沢～仙台	18,746.0	3
		(14) 新庄(東根・作並)仙台	39,830.5	3
		(15) 県立病院～金山	3,663.0	
	小計	139,974.0		
	宮城交通(株)	(12) 上山～仙台	17,025.0	3
		小計	17,025.0	
	ジェイアールバス東北(株)	(13) 米沢～仙台	25,566.0	3
		小計	25,566.0	
	(株)新庄輸送サービス	(16) 県立病院～肘折	3,773.5	
小計		3,773.0		
(有)はながさバス	(17) 銀山線	5,317.0	3	
	小計	5,317.0		
山形県地域公共交通 活性化協議会	(18) 山形(月山口)鶴岡	17,071.0	3	
	小計	17,071.0		
庄内交通(株)	(19) 鶴岡～三川	7,123.5	3	
	(20) 三川～酒田	6,974.0	3	
	(21) 鶴岡～いでは文化記念館	8,984.5	3	
	小計	23,082.0		
合 計			231,808.0	

※令和6年度、令和7年度については、令和5年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。
(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を經由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

5年度(山交)-1

事業者名	山交バス株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	656,926 千円	営業外収益	49,112 千円	経常収益(イ)	706,038 千円
営業費用	1,227,399 千円	営業外費用	1,539 千円	経常費用(ロ)	1,228,938 千円	
営業損益	△ 570,473 千円	営業外損益	47,573 千円	経常損益	△ 522,900 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,804,498.8 Km			経常収支率	57.45%	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	765,003 千円	営業外収益	14,351 千円	経常収益(イ)	779,354 千円
営業費用	1,236,082 千円	営業外費用	2,671 千円	経常費用(ロ)	1,238,753 千円	
営業損益	△ 471,079 千円	営業外損益	11,680 千円	経常損益	△ 459,399 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	3,884,479.5 Km			経常収支率	62.91%	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	926,465 千円	営業外収益	1,768 千円	経常収益(イ)	928,233 千円
営業費用	1,206,229 千円	営業外費用	484 千円	経常費用(ロ)	1,206,713 千円	
営業損益	△ 279,764 千円	営業外損益	1,284 千円	経常損益	△ 278,480 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,872,341.1 Km			経常収支率	76.92%	

(補助対象事業者の「基準期間を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ' ÷ ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ ÷ ハ = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ × ハ = c
羽越	311円82銭	318円89銭	323円02銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ=ト
羽越	317円84銭	362円61銭	317円84銭	185円57銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系 統 キ ロ 程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ ÷ チ = ヌ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係わるキロ程 ル	他路線との競合率 ル ÷ ヌ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロックの競合部分、及び他路線との競合部分以外でのキロ程の比率 (チ - (リ+ヌ+ル)) ÷ チ = プ		
				起 点	主 な 経 過 地	終 点													
羽越 ブロック	第1号	1	山形市役所(六角・荒砥)長井	山形市役所前	荒砥	道の駅川のみなと長井	364	2,184.0 (5.9)	2.5	14.7	46.5 km 46.4 km	46.4 km	100%					100%	
	第2号		山交ビル(荒谷・石倉)天童	山交ビル	荒谷橋石倉	天童駅前	364	4,965.5 (13.6)	3.1	42.1	19.7 km 19.0 km	19.3 km	100%					100%	
	第3号		県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	県立中央病院	表蔵王口四ツ谷	高松葉山温泉	364	1,943.0 (5.3)	3.6	19.0	21.1 km 21.0 km	21.0 km	100%					100%	
	第4号		山形(若葉町・南山形)高松葉山	千歳公園待合所	若葉町南山形	高松葉山温泉	364	5,696.0 (15.6)	3.7	57.7	19.6 km 19.5 km	19.5 km	100%					100%	
	第5号		寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	寒河江駅前	松川左沢	朝日町役場前	364	1,938.0 (5.3)	3.5	18.5	23.1 km 22.3 km	22.7 km	100%					100%	
	第6号		寒河江駅前～谷地	寒河江駅前		河北病院	364	3,635.0 (9.9)	3.2	31.6	13.0 km 13.0 km	13.0 km	100%						100%
	第7号		山交ビル～寒河江駅前	山交ビル		寒河江駅前	364	6,475.5 (17.7)	2.3	40.7	19.6 km 19.0 km	19.3 km	100%						100%
	第8号	3	天童～寒河江	天童駅前	天童駅前	寒河江駅前	364	1,836.0 (5.0)	4.9	24.5	17.2 km 17.2 km	17.2 km	100%						100%
	第9号		天童(東根市役所)北町	天童駅前	東根市役所前	北町	364	2,543.0 (6.9)	1.4	9.6	18.0 km 18.0 km	18.0 km	100%						100%
	第10号		山交ビル(県立中央病院・高橋)天童温泉	山交ビル	県立中央病院・高橋	わくわくランド	241	723.0 (3.0)	2.3	6.9	24.5 km 23.6 km	24.0 km	100%						100%
	第11号		山交ビル(漆山)天童温泉	山交ビル	漆山	わくわくランド	364	8,362.0 (22.9)	2.3	52.6	18.0 km 17.1 km	17.5 km	100%						100%
	第15号		県立病院～金山	県立病院前		金山	364	3,327.5 (9.1)	2.3	20.9	17.5 km 17.5 km	17.5 km	100%						100%
	合計			12 系統							257.8 km 253.6 km	255.4 km	0.0 km 0.0 km						

※令和6年度、令和7年度については、令和5年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (ア+イ+ウ)÷(ア+イ+ウ+エ)	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=シ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=エ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=エ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=エ					
						円	km	円/km	円	km	円/km	円	km	円/km					
第1号	1			202,893.6 km	64,487,701 円	137円80銭	28,855,039 円	204,871.2 km	140円84銭	26,216,908 円	199,947.0 km	131円11銭	28,209,164 円	199,399.2 km	141円47銭	27,958,738 円	36,528,963 円	29,019,465 円	29,019,465 円
第2号				192,080.5 km	61,050,866 円	194円93銭	39,188,431 円	191,230.5 km	204円92銭	38,207,835 円	192,042.5 km	198円95銭	34,756,492 円	192,080.5 km	180円94銭	37,442,251 円	23,808,615 円	27,472,889 円	23,608,615 円
第3号				82,165.8 km	26,115,577 円	212円41銭	21,390,865 円	102,696.1 km	208円29銭	22,959,740 円	103,036.1 km	222円83銭	21,204,935 円	102,867.7 km	206円13銭	17,452,837 円	8,662,740 円	11,752,009 円	8,662,740 円
第4号				222,713.6 km	70,787,290 円	231円59銭	58,214,907 円	215,840.0 km	269円71銭	47,134,954 円	216,638.0 km	217円57銭	44,912,712 円	216,448.0 km	207円49銭	51,578,242 円	19,209,048 円	31,854,280 円	19,209,048 円
第5号				87,985.2 km	27,965,215 円	154円04銭	14,287,526 円	92,907.1 km	153円78銭	17,237,296 円	90,638.9 km	190円17銭	10,398,662 円	87,985.2 km	118円18銭	13,553,240 円	14,411,975 円	12,584,346 円	12,584,346 円
第6号				94,510.0 km	30,039,058 円	171円01銭	52,727,146 円	266,318.1 km	197円98銭	16,512,913 円	98,391.2 km	167円82銭	14,074,955 円	95,584.0 km	147円25銭	16,162,155 円	13,876,903 円	13,517,576 円	13,517,576 円
第7号				250,062.0 km	79,479,706 円	176円73銭	17,641,432 円	92,319.0 km	191円09銭	48,513,140 円	275,194.0 km	176円28銭	44,497,330 円	273,246.2 km	162円84銭	44,193,457 円	35,286,249 円	35,765,867 円	35,286,249 円
第8号	3			61,410.6 km	19,518,745 円	63円16銭	3,532,360 円	60,231.6 km	58円84銭	3,161,710 円	60,863.4 km	51円94銭	4,905,523 円	62,152.0 km	78円92銭	3,878,693 円	15,640,052 円	8,783,435 円	8,783,435 円
第9号				91,548.0 km	29,097,616 円	141円34銭	13,073,602 円	91,116.0 km	143円48銭	13,474,086 円	91,512.0 km	147円23銭	12,204,355 円	91,548.0 km	133円31銭	12,939,394 円	16,158,222 円	13,093,927 円	13,093,927 円
第10号				34,776.3 km	11,053,299 円	165円80銭	8,468,667 円	34,199.1 km	247円62銭	4,169,544 円	34,487.7 km	120円89銭	4,483,099 円	34,776.3 km	128円91銭	5,765,910 円	5,287,389 円	4,973,984 円	4,973,984 円
第11号				291,142.2 km	92,536,636 円	171円62銭	56,493,123 円	294,570.6 km	191円78銭	48,849,692 円	293,526.6 km	166円42銭	45,619,010 円	291,142.2 km	156円68銭	49,965,824 円	42,570,812 円	41,641,486 円	41,641,486 円
第15号				116,534.8 km	37,039,420 円	121円25銭	19,536,200 円	115,763.6 km	168円75銭	12,289,547 円	116,341.7 km	105円63銭	10,416,888 円	116,534.8 km	89円38銭	14,129,844 円	22,909,576 円	16,667,739 円	16,667,739 円
合計				1,727,822.6 km	549,171,129 円		333,409,298 円	1,762,062.9 km		298,727,365 円	1,772,619.1 km		275,682,925 円	1,763,764.1 km		295,020,585 円	254,150,544 円	247,127,003 円	227,048,610 円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック都道府県外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×みなし運行回数÷③計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号	1		29,019,465 円	円		29,019 千円	14,509.5 千円	36,528,963 円	22,019,463 円	14,509,500 円	65.9%	0 円	0%	0 円	0%	7,509,963 円	34.1%	
第2号			23,608,615 円	円	13,887,420 円	13,887 千円	6,943.5 千円	23,608,615 円	16,665,115 円	6,943,500 円	41.7%	0 円	0%	0 円	0%	9,721,615 円	58.3%	
第3号			8,662,740 円	円	4,903,437 円	4,903 千円	2,451.5 千円	8,662,740 円	6,211,240 円	2,451,500 円	39.5%	0 円	0%	0 円	0%	3,759,740 円	60.5%	
第4号			19,209,048 円	円	13,544,841 円	13,544 千円	6,772.0 千円	19,209,048 円	12,437,048 円	6,772,000 円	54.5%	0 円	0%	0 円	0%	5,665,048 円	45.5%	
第5号			12,584,346 円	円	7,123,214 円	7,123 千円	3,561.5 千円	14,411,975 円	10,850,475 円	3,561,500 円	32.8%	0 円	0%	0 円	0%	7,288,975 円	67.2%	
第6号			13,517,576 円	円	8,192,470 円	8,192 千円	4,096.0 千円	13,876,903 円	9,780,903 円	4,096,000 円	41.9%	0 円	0%	0 円	0%	5,684,903 円	58.1%	
第7号			35,286,249 円	円	15,948,587 円	15,948 千円	7,974.0 千円	35,286,249 円	27,312,249 円	7,974,000 円	29.2%	0 円	0%	0 円	0%	19,338,249 円	70.8%	
第8号	3		8,783,435 円	円		8,783 千円	4,391.5 千円	15,640,052 円	11,248,552 円	4,391,500 円	39.0%	0 円	0%	0 円	0%	6,857,052 円	61.0%	
第9号			13,093,927 円	円	1,897,670 円	1,897 千円	948.5 千円	16,158,222 円	15,209,722 円	948,500 円	6.2%	0 円	0%	0 円	0%	14,261,222 円	93.8%	
第10号			4,973,984 円	円	1,657,994 円	1,657 千円	828.5 千円	5,287,389 円	4,458,889 円	828,500 円	18.6%	0 円	0%	0 円	0%	3,830,389 円	81.4%	
第11号			41,641,486 円	円	18,184,055 円	18,184 千円	9,092.0 千円	42,570,812 円	33,478,812 円	9,092,000 円	27.2%	0 円	0%	0 円	0%	24,388,812 円	72.8%	
第15号			16,667,739 円	円	7,326,478 円	7,326 千円	3,663.0 千円	22,909,576 円	19,246,576 円	3,663,000 円	19.0%	0 円	0%	0 円	0%	15,583,576 円	81.0%	
合計			227,048,610 円	円		130,463 千円	65,231.0 千円	254,150,544 円	188,919,044 円	65,231,000 円	34.5%	0 円	0%	0 円	0%	123,687,544 円	65.5%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

5年度(山交)-1

事業者名	山交バス株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	656,926 千円	営業外収益	49,112 千円	経常収益(イ)	706,038 千円
営業費用	1,227,399 千円	営業外費用	1,539 千円	経常費用(ロ)	1,228,938 千円	
営業損益	△ 570,473 千円	営業外損益	47,573 千円	経常損益	△ 522,900 千円	
補助対象期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,804,498.8 Km			経常収支率	57.45%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	765,003 千円	営業外収益	14,351 千円	経常収益(イ)	779,354 千円
営業費用	1,236,082 千円	営業外費用	2,671 千円	経常費用(ロ)	1,238,753 千円	
営業損益	△ 471,079 千円	営業外損益	11,680 千円	経常損益	△ 459,399 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	3,884,479.5 Km			経常収支率	62.91%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	926,465 千円	営業外収益	1,768 千円	経常収益(イ)	928,233 千円
営業費用	1,206,229 千円	営業外費用	484 千円	経常費用(ロ)	1,206,713 千円	
営業損益	△ 279,764 千円	営業外損益	1,284 千円	経常損益	△ 278,480 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,872,341.1 Km			経常収支率	76.92%	

(補助対象事業者の「基準期間を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間の前年度) ロ''÷ハ''=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	311円82銭	318円89銭	323円02銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (a+b+c)/3=ニ イ÷ハ=ト	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
羽越	317円84銭	362円61銭	317円84銭	185円57銭
東北	317円84銭	347円40銭	317円84銭	185円57銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 申請 ブロック 番号	特 例 措置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計画運行 回数	計画運行 回数	計画平均 乗車 密度	計画輸送 量	系 統 キ ロ 程 チ	地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程 オ	系 統 キ ロ 程 と 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程 と の 比 率 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分の キロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係わる キロ程 ル	他 路 線 と の 競 合 率 ル÷チ	補助ブロック外乗 入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外のキロ程の 比率 (チ-リ)÷(チ+ヌ) ×100										
			起 点	主 な 経 過 地	終 点													①=カ×コ 内	②	③							
羽越	第12号	3	高速 上山～仙台	高松 葉山温泉	県庁・市役所前	365	日	1,398.0 (3.8)	回	7.2	27.3	人	80.8 km 80.9 km	80.8 km	km (平均)	0.0 km	51.1 km 51.3 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	36.63%			
東北		3	高速 上山～仙台	高松 葉山温泉	県庁・市役所前	365	日	1,398.0 (3.8)	回	7.2	27.3	人	80.8 km 80.9 km	80.8 km	km (平均)	0.0 km	29.7 km 29.6 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	63.36%		
羽越	第13号	3	高速 米沢～仙台	米沢 市役所前	仙台駅東口	365	日	1,095.0 (3.0)	回	5.2	15.6	人	119.6 km 119.8 km	119.7 km	km (平均)	0.0 km	96.9 km 96.9 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	19.04%		
東北		3	高速 米沢～仙台	米沢 市役所前	仙台駅東口	365	日	1,095.0 (3.0)	回	5.2	15.6	人	119.6 km 119.8 km	119.7 km	km (平均)	0.0 km	22.7 km 22.9 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	80.95%	
羽越	第14号	3	特急 新庄(東根・作並)仙台	新庄駅前 東根 根並	仙台駅前	365	日	3,151.0 (8.6)	回	4.4	37.8	人	102.1 km 102.0 km	102.0 km	km (平均)	0.0 km	38.2 km 38.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	62.64%	
東北		3	特急 新庄(東根・作並)仙台	新庄駅前 東根 根並	仙台駅前	365	日	3,151.0 (8.6)	回	4.4	37.8	人	102.1 km 102.0 km	102.0 km	km (平均)	0.0 km	63.9 km 64.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	37.35%
							日		回			人	km (平均)	0.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	100%	
							日		回			人	km (平均)	0.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	100%
							日		回			人	km (平均)	0.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	100%
							日		回			人	km (平均)	0.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	100%
							日		回			人	km (平均)	0.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	100%
							日		回			人	km (平均)	0.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	100%
							日		回			人	km (平均)	0.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	100%
							日		回			人	km (平均)	0.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	100%
							日		回			人	km (平均)	0.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	100%
							日		回			人	km (平均)	0.0 km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	— km	100%
合計			3系統										302.5 km 302.7 km	302.5 km 302.5 km	0.0 km 0.0 km	0.0 km 0.0 km	— km — km	— km — km	— km — km	— km — km	— km — km	— km — km	— km — km	— km — km	— km — km	— km — km	— km — km

※令和6年度、令和7年度については、令和5年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	宮城交通株式会社
------	----------

令和5年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,637,531千円	営業外収益	116,252千円	経常収益(イ)	2,753,783千円
	営業費用	3,345,034千円	営業外費用	1,006千円	経常費用(ロ)	3,346,040千円
	営業損益	△707,503千円	営業外損益	115,246千円	経常損益	▲592,257千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	5,371,136.7 km				経常収支率	82.29%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,838,619千円	営業外収益	123,299千円	経常収益(イ')	2,961,918千円
	営業費用	3,753,227千円	営業外費用	354千円	経常費用(ロ')	3,753,581千円
	営業損益	△914,608千円	営業外損益	122,945千円	経常損益	▲791,663千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	5,759,342.7 km				経常収支率	78.90%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,714,884千円	営業外収益	84,763千円	経常収益(イ'')	3,799,647千円
	営業費用	3,789,405千円	営業外費用	454千円	経常費用(ロ'')	3,789,859千円
	営業損益	△74,521千円	営業外損益	84,309千円	経常損益	9,788千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	6,309,930.4 km				経常収支率	100.25%

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ'=c
東北	600円 61銭	651円 73銭	622円 96銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
羽越	634円 05銭	362円 61銭	362円 61銭	512円 70銭
東北	634円 05銭	347円 40銭	347円 40銭	512円 70銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 チ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 オ÷チ=ク	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 リ	他路線との割合部分に係るキロ程 ヌ	他路線との割合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ロ
			起点	主な経由地	終点				チ	オ							
羽越	第12号	無	高滝(仙台～上山線)	山形県庁	365日	1336回	8.9	32.0人	往80.9Km(平均) 復80.8Km	往 . Km(平均) 復 . Km	%	往51.3Km(平均) 復51.1Km	往 . Km(平均) 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	36.63%	
東北	第12号	無	高滝(仙台～上山線)	山形県庁	365日	1336回	8.9	32.0人	往80.9Km(平均) 復80.8Km	往 . Km 復 . Km	%	往29.6Km 復29.7Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	63.36%	
					日	()回		人	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%	
					日	()回		人	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%	
合計	系統								往80.9Km 復80.8Km	往 . Km 復 . Km	%	往80.9Km 復80.8Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ロ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額。カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額。ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ					
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間												
						経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f	経常収益 ヤ					実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=g			
羽越	第12号	3	36.63%	216,031.2km	78,335,073円	192円	99銭	57,506.628円	214,955.4km	267円	52銭	33,883.268円	205,784.4km	164円	65銭	30,152,059円	205,355km	146円	82銭	41,691,861円	36,643,212円	35,250,782円	35,250,782円	
東北	第12号	3	63.36%	216,031.2km	75,049,238円	192円	99銭	57,506.628円	214,955.4km	267円	52銭	33,883.268円	205,784.4km	164円	65銭	30,152,059円	205,355km	146円	82銭	41,691,861円	33,357,377円	33,772,157円	33,357,377円	
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円	円	円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円	円	円
合計				432,062.4km	153,384,311円			115,013,256円	429,910.8km			67,766,536円	411,568.8km			60,304,118円	410,710km			83,383,722円	70,000,589円	69,022,939円	68,608,159円	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率 ソ×マ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 ソ×マ=ツ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合					「その他の者」の具体的概要			
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	第12号	3	12,913,418円	12,913,418円	円	12,913千円	6,456.5千円	95,282,721円	88,826,221円	6,456,500円	7.3%	円	%	円	%	82,369,721円	92.7%	%
東北	第12号	3	21,137,235円	21,137,235円	円	21,137千円	10,568.5千円	95,282,721円	84,714,221円	0円	0%	円	%	円	%	84,714,221円	100%	%
合計			34,050,653円	34,050,653円	円	34,050千円	17,025千円	190,565,442円	173,540,442円	6,456,500円	3.7%	円	%	円	%	167,083,942円	96.3%	%

※令和6年度、7年度については、令和5年度事業から土祝日の日数による運行回数の違いを除き、変更がないため省略。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名		株式会社 新庄輸送サービス					R5年度													
1. 申請事業者の概要																				
乗合バス事業																				
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	79,228千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	79,228千円														
	営業費用	78,878千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	78,878千円														
	営業損益	350千円	営業外損益	0千円	経常損益	350千円														
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	km	262,786			経常収支率	100.40%														
乗合バス事業																				
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	79,228千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ')	79,228千円														
	営業費用	75,271千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ')	75,271千円														
	営業損益	3,957千円	営業外損益	0千円	経常損益	3,957千円														
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	km	256,986			経常収支率	105.25%														
乗合バス事業																				
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	73,468千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ'')	73,468千円														
	営業費用	73,175千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ'')	73,175千円														
	営業損益	293千円	営業外損益	0千円	経常損益	293千円														
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	km	238,671			経常収支率	100.40%														
(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)																				
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{c}$																	
羽越	306円 59銭	292円 89銭	300円 16銭																	
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																				
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																				
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c}) \div 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ と ホ のいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$																
羽越	299円 88銭	362円 61銭	299円 88銭	301円 49銭																
3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																				
補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ				
			運行系統名	起点	主な経由地												終点	計画運行日数	①=カコ内	②
羽越	第16号	無	東立病院-計折	東立病院	清水	肘折温泉	364日	2,058回	2.2	12.3人	往30.9Km(平均) 復30.9Km	往 . Km(平均) 復 . Km	往 . Km(平均) 復 . Km	往 . Km(平均) 復 . Km	往 . Km(平均) 復 . Km	100%				
合計			系統								往30.9Km 復30.9Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km					
補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ ×以下の額 カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ × ワ 以上の額 コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ × ノ ÷ タ	補助対象経費の限度額 カ × ノ ÷ レ	タ又は レ のうちいずれか少ないほうの額 ソ		
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							ノ× ワ 以上の額 コ	
						経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $\text{ヤ} \div \text{マ} = \text{ド}$	経常収益 $\text{ヤ}'$	実車走行キロ $\text{マ}'$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $\text{ヤ}' \div \text{マ}' = \text{ド}'$	経常収益 $\text{ヤ}''$	実車走行キロ $\text{マ}''$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $\text{ヤ}'' \div \text{マ}'' = \text{ド}''$	ノ× ワ 以上の額 コ	カ× ノ ÷ タ	カ× ノ ÷ レ	ソ		
羽越	第16号	無	100%	127,328.0km	38,183.120円	78円 24銭	9,082.185円	126,709.3 km	71円 67銭	10,483.028円	127,081.5 km	82円 49銭	10,270.567円	127,483.2 km	80円 56銭	9,962.142円	28,220.978円	17,182.404円	17,182.404円	
合計				127,328.0km	38,183.120円	78円 24銭	9,082.185円	126,709.3 km	71円 67銭	10,483.028円	127,081.5 km	82円 49銭	10,270.567円	127,483.2 km	80円 56銭	9,962.142円	28,220.978円	17,182.404円	17,182.404円	
補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外の	ソ× ヲ = ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外の	ソ× ヲ = $\text{ツ}'$	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ × ナ なし ③計画運行回数 ニ	補助対象経費 ナ	計画額 $\text{ナ} \times 1/2 = \text{ラ}$	経常費用から経常収益を控除した額 $\text{ニ} \times \text{ワ} - \text{コ} = \text{ム}$	損失額から国庫補助額を控除した額 $\text{ム} - \text{ラ} = \text{ウ}$	ウの負担者とその負担割合								
												都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
												負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	第16号	無		17,182.404円		7,547.984円	7,547.984円	3,773.5千円	28,220.978千円	24,447.478千円	3,773.000千円	15.4%	20,674.478円	84.6%		%	円	%		
合計				17,182.404円		7,547.984円	7,547.984円	3,773.5千円	28,220.978千円	24,447.478千円	3,773.000千円	15.4%	20,674.478円	84.6%		%	円	%		

令和6年度、令和7年度については、令和5年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	有限会社 はながさバス
------	-------------

5年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	10,533 千円	5,169 千円	0 千円	15,702 千円	24,603 千円
	24,603 千円	0 千円	5,169 千円	△ 8,901 千円	△ 8,901 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	89,731 km	経常収支率 63.82 %			

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ')	経常費用(ロ')
	23,087 千円	4,069 千円	119 千円	27,156 千円	36,788 千円
	36,669 千円	0 千円	3,950 千円	△ 9,632 千円	△ 9,632 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	98,107 km	経常収支率 73.82 %			

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ'')	経常費用(ロ'')
	22,039 千円	1,755 千円	207 千円	23,794 千円	37,552 千円
	37,345 千円	0 千円	1,548 千円	△ 13,758 千円	△ 13,758 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	91,922 km	経常収支率 63.36 %			

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	408.52 円 銭	374.97 円 銭	274.18 円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
羽越	352.55 円 銭	362.61 円 銭	352.55 円 銭	174.98 円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 又	他路線との割合部分に係るキロ程 ル	他路線との割合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率 (チ-リ+又+ル)÷チ=ニテ
			運行系統名	起点	主な経由地											
羽越	17	3	嶺山線	大石	大石	365	2432	2.3	15.1	往 18.9Km (平均) 復 18.9Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100%
										往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%
										往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%
										往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%
合計			系統							往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-リ+又)÷チ=ニテ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額(カ)	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額(コ)	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
						経常収益 ヤ'	実車走行 キロマ'	経常収益 ヤ'	実車走行 キロマ'	経常収益 ヤ	実車走行 キロマ					補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=ニデ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ニ	
羽越	17	3	91.9296 km	32,409,780 円	236.87 円 銭	23,794,000 円	91,922 km	258.84 円 銭	27,156,000 円	98,107 km	276.79 円 銭	15,702,000 円	89,731 km	174.98 円 銭	21,775,364 円	10,634,416 円	14,584,401 円	10,634,416 円
			%	. km	円 銭	円 銭	. km	円 銭	円 銭	. km	円 銭	円 銭	. km	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
			%	. km	円 銭	円 銭	. km	円 銭	円 銭	. km	円 銭	円 銭	. km	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
合計			. km	円 銭	円 銭	円 銭	. km	円 銭	円 銭	. km	円 銭	円 銭	. km	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率 ソ×ラ=ツ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ニホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ=ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
									都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
									負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	17	3	10,634,416 円	0 円	10,634 千円	5,317.0 千円	10,634,416 円	5,317,416 円	5,317,000 円	100.0 %	0 円	0 %	416.48 円	0.0 %			
			円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%			
			円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%			
合計			10,634,416 円	0 円	10,634 千円	5,317.0 千円	10,634,416 円	5,317,416 円	5,317,000 円	100.0 %	0 円	0 %	416.48 円	0.0 %			

令和6年度、令和7年度については、令和5年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 庄内交通株式会社

R5 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	146,513 千円	営業外収益	3,612 千円	経常収益(イ)	150,125 千円	
	営業費用	433,415 千円	営業外費用	389 千円	経常費用(ロ)	433,804 千円	
	営業損益	△ 286,902 千円	営業外損益	3,223 千円	経常損益	△ 283,679 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,271,083.4 km					経常収支率	34.61 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	163,488 千円	営業外収益	3,381 千円	経常収益(イ)	166,869 千円	
	営業費用	460,537 千円	営業外費用	926 千円	経常費用(ロ)	461,463 千円	
	営業損益	△ 297,049 千円	営業外損益	2,455 千円	経常損益	△ 294,594 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,316,021.0 km					経常収支率	36.16 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	216,230 千円	営業外収益	2,122 千円	経常収益(イ)	218,352 千円	
	営業費用	472,942 千円	営業外費用	1,135 千円	経常費用(ロ)	474,077 千円	
	営業損益	△ 256,712 千円	営業外損益	987 千円	経常損益	△ 255,725 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,412,854.2 km					経常収支率	46.06 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\frac{ロ}{ハ} = a$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\frac{ロ}{ハ} = b$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\frac{ロ}{ハ} = c$
羽越	335円 54銭	350円 65銭	341円 28銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(a+b+c)/3 = 二$	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
羽越	342円 49銭	362円 61銭	342円 49銭	118円 10銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との割合部分に係るキロ程	他路線との割合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ				
			起点	主な経由地	終点				チ	オ											
羽越	19	3	鶴岡三川	外内島	イオンモール三川	365	日	2,420 (6.6)	回	3.8	25.0 人	往19.1km (平均) 復19.1km	19.1km	往 . Km (平均) 復 . Km	0%	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	0%	100%	
	20	3	三川酒田	イオンモール三川	日本海病院-イオン酒田南店	ゆたか1丁目	365	日	2,295 (6.2)	回	3.5	21.7 人	往19.6km 復20.9km	20.2km	往 . Km 復 . Km	0%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	0%	100%
	21	3	鶴岡ゆたかいは文化記念館	イオンモール	ゆたか1-1	いでは文化記念館前	365	日	3,264 (8.9)	回	3.1	27.5 人	往18.0km 復17.7km	17.8km	往18.0Km 復17.7Km	17.8km	100%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	0%
合計			系統																		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=ニ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=ニ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=ニ					
羽越	19	3	%	92,444.0km	31,661,145円	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	17,413,629円	14,247,516円	14,247,515円	14,247,515円			
	20	3	%	90,505.5km	30,997,228円	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	17,048,475円	13,948,753円	13,948,752円	13,948,752円			
	21	3	%	116,594.7km	39,932,518円	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	21,962,884円	17,969,634円	17,969,633円	17,969,633円			
合計				299,544.2km	102,590,891円		0円	0.0km		0円	0.0km		0円	0.0km		56,424,988円	46,165,903円	46,165,900円	46,165,900円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外の額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外の額	計画平均乗車密度が8人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	19	3	14,247,515円	円	10,793,571円	14,247 千円	7,123.5 千円	14,247,516円	7,124,016円	7,123,500円	100.0%	円	%	円	%	516円	0.0%	
	20	3	13,948,752円	円	8,999,194円	13,948 千円	6,974.0 千円	13,948,753円	6,974,753円	6,974,000円	100.0%	円	%	円	%	753円	0.0%	
	21	3	17,969,633円	円	10,095,299円	17,969 千円	8,984.5 千円	17,969,634円	8,985,134円	8,984,500円	100.0%	円	%	円	%	634円	0.0%	
合計			46,165,900円	円	29,888,064円	46,164 千円	23,082 千円	46,165,903円	23,083,903円	23,082,000円	100.0%	円	%	円	%	1,903円	0.0%	

「令和5年度、令和6年度については、令和4年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数の違いを除き、変更がないため省略」

表2(参考) 同一の補助系統として取り扱うことを県協議会が認める系統の一覧(令和5年度～6年度共通)

番号	主系統	系統名	系統 [※]		平日	土	日祝	運 行 回 数	主系統との異なる区間 [※]			
			※総和	運賃総和					相違 [※]	※比率		
3 (山交)	○	県立中央病院(表蔵王・四ツ谷) 高松葉山	21.1		4	4	4	3.9	1,854.0	101,790		
			21.0	21.0	4	4	4					
		県立中央病院(表蔵王) 高松葉山	21.5		0	2	2	1.6	1,880.0	102,000	3.8	18.09%
			21.4	21.4	2	2	2					
統 合								5.6	3,734.0	203,790	54.57	
									賃率(税抜) 49.60			
8 (山交)	○	天童～寒河江	17.2		5	5	0	3.5	17.2	300		
			17.2	17.2	4	4	0					
		天童南駅～寒河江市立病院	17.3		2	1	0	1.4	17.3	300	2.92	16.97%
			17.3	17.3	2	1	0					
統 合								5.0	34.5	600	17.39	
									賃率(税抜) 15.80			
11 (山交)	○	山交ビル(漆山)天童温泉	18.0		14	9	9	12.1	1,062.0	61,950		
			17.1	17.5	13	10	10					
		山交ビル(長岡)天童温泉	17.7		11	10	10	10.7	1,143.9	69,100	3.3	18.85%
			16.8	17.2	12	9	9					
統 合								22.9	2,205.9	131,050	59.4	
									賃率(税抜) 54.00			
15 (山交)	○	県立病院～金山	17.5		9	5	5	7.6	747.2	26,490		
			17.5	17.5	9	5	5					
		県立病院(上台中)金山	17.8		1	0	0	0.3	756.0	26,490	0.5	2.85%
			—	17.8	—	—	—					
	県立病院(最上公園)金山	17.5		1	0	0	1.1	748.8	26,490	1.4	8.00%	
		17.5	17.5	2	1	1						
統 合								9.1	2,252.0	79,470	35.28	
									賃率(税抜) 32.07			
16 (新庄輸 送サー ビス)	○	県立病院～肘折	30.9		7	4	4	5.3	3,488.6	85,000		
			30.9	30.9	5	4	4					
		県立病院～肘折(温泉川向)	—		—	—	—	0.3	3,104.2	75,900	1.3	4.20%
			31.6	31.6	1	0	0					
統 合								5.6	6,592.8	160,900		
									賃率(税抜) 22.59			
20 (庄交)	○	三川(日本海病院)酒田	19.3		7	3	3	5.9	673.6	39,400		
			19.8	19.5	8	3	3					
		三川(日本海病院)酒田光陵高校	20.9		1	—	—	0.5	758.8	44,740	2.7	13.84%
			21.4	21.1	0	0	0					
統 合								6.2	1,432.4	84,140		
									賃率(税抜) 53.40			
18 (山交 分)	○	山形(月山口)鶴岡	105.8		2	2	2	2.0	1,787.0	55,520		
			104.6	105.2	2	2	2					
		山形(月山口・湯殿山)鶴岡	105.8		2	2	2	2.0	2,162.6	69,520	0	0.00%
			104.6	105.2	2	2	2					
統 合								4.0	3,949.6	125,040		
									賃率(税抜) 28.77			
18 (庄交 分)	○	鶴岡(月山口)山形	104.8		0.5	0.5	0.5	0.5	1,456.4	44,100		
			105.8	105.3	0.5	0.5	0.5					
		鶴岡～山形	103.0		0.5	0.5	0.5	0.5	1,814.0	57,220	1.8	1.70%
			104.0	103.5	0.5	0.5	0.5					
		鶴岡(月山口・湯殿山)山形	104.8		0.5	0.5	0.5	0.5	1,787.0	55,520	0	0.00%
			105.8	105.3	0.5	0.5	0.5					
	鶴岡(湯殿山)山形	103.0		0.5	0.5	0.5	0.5	2,162.6	69,520	1.8	1.70%	
		104.0	103.5	0.5	0.5	0.5						
統 合								2.0	7,220.0	226,360		
									賃率(税抜) 28.50			

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

都道府県名 山形県

番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
10	山交ビル(県立中央病院・高櫛)天童温泉	山形市内および天童市内への通勤や通学、県立中央病院への通院が主な利用目的の為、土日祝日の利用が見込めないことから、土日祝日は運休しております。	0.0	0.0

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
山形県	山形連携中枢都市圏	尾花沢市	尾花沢市には、県立北村山高等学校が設置され、広域行政圏の中心に準ずる生活基盤が整備されているため

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象 車両数	車両減価 償却に要 する額 (千円)
山形県 (令和5年度)	山交バス株式会社	17	22,705
	庄内交通株式会社	1	1,532
	計	18	24,237
山形県 (令和6年度)	山交バス株式会社	15	22,901
	庄内交通株式会社	2	3,012
	計	17	25,913

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和5年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号	車両の種類			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、前払、リース)
羽越	5-1	粟河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～粟河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	4 . 10	リース
羽越	5-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷・石倉)天童	9・2	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	4 . 10	リース
羽越	5-3	黒病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	4 . 10	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) × (0.5or0.4) = ト (定額法) × 0.2 = ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ × 7 ÷ 12 (月) = カ	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ		カ × 1/2 = コ	ク
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) × (0.5or0.4) = ト (定額法) × 0.2 = ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ × 7 ÷ 12 (月) = カ	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
5-1	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,021,920	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
5-2	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,021,920	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
5-3	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,021,920	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計	50,122,800	3,343,875	0	53,466,675	53,466,672	45,000,000	9,000,000		9,000,000	12,065,760	9,000,000		9,000	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
5-1	15,000,000	12	0.8312%	0.8312%	113,451 円	56.7
5-1	15,000,000	12	0.8312%	0.8312%	113,451 円	56.7
5-1	15,000,000	12	0.8312%	0.8312%	113,451 円	56.7
計	45,000,000				340 千円	170

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ナ	コ+ネ
9,340	4,670

【負担者とその負担割合】

申請ブロック名	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
申請番号	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
羽越	1	1,556,700 円	60.4%	円	%	円	%	1,021,971 円	39.6%	
	2	1,556,700 円	60.4%	円	%	円	%	1,021,971 円	39.6%	
	3	1,556,700 円	60.4%	円	%	円	%	1,021,971 円	39.6%	
合計	4,670,100 円	60.4%	円	%	円	%	3,068,913 円	39.6%		

2年目以降(令和5年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	30-1	寒河江駅前(松川・左沢)宮宿 寒河江～谷地	5-6	7-8
羽越	30-2	山交ビル～寒河江駅前 寒河江～谷地	6-7	2-3
羽越	30-3	山交ビル(漆山)天童 山交ビル(長岡)天童	11	11
羽越	30-4	山交ビル(漆山)天童 山交ビル(長岡)天童	11	11
羽越	30-5	山交ビル(漆山)天童 山交ビル(長岡)天童	11	9
羽越	2-1	山交ビル～寒河江駅前	7	8
羽越	2-2	山交ビル～寒河江駅前	7	8
羽越	2-3	山交ビル(漆山)天童温泉 山交ビル(長岡)天童温泉	11	11
羽越	3-1	県病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3-4	3-4
羽越	3-2	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	6-7	6-7
羽越	3-3	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	6-7	6-7
羽越	4-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5-7	5-7
羽越	4-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷・石倉)天童	9-2	9-2
羽越	4-3	県病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3-4	3-4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額=フ	普通償却限度額(円) (定率法) ナ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ=12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価額(円) ラ=マ=フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0		0	0			0千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額=フ	普通償却限度額(円) (定率法) ナ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ=12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価額(円) ラ=マ=フ
30-1	15,000,000	1,750,000	1,750,000	0	1,750,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-2	15,000,000	1,750,000	1,750,000	0	1,750,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-3	15,000,000	1,750,000	1,750,000	0	1,750,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-4	15,000,000	1,750,000	1,750,000	0	1,750,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-5	15,000,000	1,750,000	1,750,000	0	1,750,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
2-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
2-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
2-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
3-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
3-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
3-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
4-1	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,750,000
4-2	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,750,000
4-3	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,750,000
計	210,000,000	92,000,000	35,750,000		35,750,000	55,657,080			35,750千円	17,875	56,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
30-1	15,000,000	7	54	60	0.28%	0.28%	1,672円	0.8
30-2	15,000,000	7	54	60	0.28%	0.28%	1,672円	0.8
30-3	15,000,000	7	54	60	0.28%	0.28%	1,672円	0.8
30-4	15,000,000	7	54	60	0.28%	0.28%	1,672円	0.8
30-5	15,000,000	7	54	60	0.28%	0.28%	1,672円	0.8
2-1	15,000,000	12	37	48	0.4218%	0.4218%	19,588円	9.7
2-2	15,000,000	12	37	48	0.4218%	0.4218%	19,588円	9.7
2-3	15,000,000	12	37	48	0.4218%	0.4218%	19,588円	9.7
3-1	15,000,000	12	25	36	0.3762%	0.3762%	28,810円	14.4
3-2	15,000,000	12	25	36	0.3762%	0.3762%	28,810円	14.4
3-3	15,000,000	12	25	36	0.3762%	0.3762%	28,810円	14.4
4-1	15,000,000	12	10	21	0.4948%	0.4948%	56,442円	28.2
4-2	15,000,000	12	10	21	0.4948%	0.4948%	56,442円	28.2
4-3	15,000,000	12	10	21	0.4948%	0.4948%	56,442円	28.2
計	210,000,000						322千円	160

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
36,072	18,035

【負担者とその負担割合】

申請 案件 ブロック名	負担者とその負担割合								
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
30-1	875,800 円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072 円	72.3%	
30-2	875,800 円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072 円	72.3%	
30-3	875,800 円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072 円	72.3%	
30-4	875,800 円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072 円	72.3%	
30-5	875,800 円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072 円	72.3%	
2-1	1,509,700 円	60.8%	円	%	円	%	972,188 円	39.2%	
2-2	1,509,700 円	60.8%	円	%	円	%	972,188 円	39.2%	
2-3	1,509,700 円	60.8%	円	%	円	%	972,188 円	39.2%	
3-1	1,514,400 円	61.4%	円	%	円	%	951,610 円	38.6%	
3-2	1,514,400 円	61.4%	円	%	円	%	951,610 円	38.6%	
3-3	1,514,400 円	61.4%	円	%	円	%	951,610 円	38.6%	
4-1	1,528,200 円	62.7%	円	%	円	%	908,802 円	37.3%	
4-2	1,528,200 円	62.7%	円	%	円	%	908,802 円	37.3%	
4-3	1,528,200 円	62.7%	円	%	円	%	908,802 円	37.3%	
合計	18,035,000 円	47.5%	円	%	円	%	19,998,160 円	52.5%	

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和6年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
羽越	6-1	寒河江(松川・安河)宮宿 山交ビル~寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	5 . 10	リース
羽越	6-2	天童(東横市役所)北町 山交ビル(売舎・石倉)天童	9・2	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	5 . 10	リース
羽越	6-3	栗柄(表慶王・四ツ谷)高松栗山 山形(若葉町~南山形)高松栗山	3・4	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	5 . 10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から標準価格を控除した額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) A×(0.33or0.4)→ (定額法)A×0.2→	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	AとBのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 E×7÷12(月)→	計画額(千円) カ×1/2→	*残存価格(円) ヘ-カ→
	車両価格	付属品価格	改造費	合計											
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	リ	ヲ×7÷12(月)→	カ×1/2→	
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から標準価格を控除した額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) A×(0.33or0.4)→ (定額法)A×0.2→	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	AとBのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 E×7÷12(月)→	計画額(千円) カ×1/2→	*残存価格(円) ヘ-カ→
	車両価格	付属品価格	改造費	合計											
6-1	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,021,920	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
6-2	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,021,920	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
6-3	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,021,920	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計	50,122,800	3,343,875	0	53,466,675	53,466,672	45,000,000	9,000,000		9,000,000	12,065,760	9,000,000		9,000	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	しと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
6-1	15,000,000	12	0.8312%	0.8312%	113,451 円	56.7
6-2	15,000,000	12	0.8312%	0.8312%	113,451 円	56.7
6-3	15,000,000	12	0.8312%	0.8312%	113,451 円	56.7
計	45,000,000				340 千円	170

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
9,340	4,670

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	負担者とその負担割合						事業者自己負担	「その他の者」の具体的概要	
	都道府県		市区町村		その他の者				
羽越	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	1	1,056,700 円	60.4%	円	%	円	%	1,021,971 円	39.6%
	2	1,056,700 円	60.4%	円	%	円	%	1,021,971 円	39.6%
3	1,056,700 円	60.4%	円	%	円	%	1,021,971 円	39.6%	
合計	4,670,100 円	60.4%	円	%	円	%	3,065,913 円	39.6%	

2年目以降 令 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	初年度
羽越	2-1	山交ビル～寒河江駅前	7	8
羽越	2-2	山交ビル～寒河江駅前	7	8
羽越	2-3	山交ビル(深山)天童温泉 山交ビル(長岡)天童温泉	11	11
羽越	3-1	県病(表蔵王・四ツ谷)高松菜山 山形(若葉町・南山形)高松菜山	3・4	3・4
羽越	3-2	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	6・7	6・7
羽越	3-3	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	6・7	6・7
羽越	4-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	4-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷・石倉)天童	9・2	9・2
羽越	4-3	県病(表蔵王・四ツ谷)高松菜山 山形(若葉町・南山形)高松菜山	3・4	3・4
羽越	5-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	5-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷・石倉)天童	9・2	9・2
羽越	5-3	県病(表蔵王・四ツ谷)高松菜山 山形(若葉町・南山形)高松菜山	3・4	3・4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価額(円)
	初年度への額→ナ	前年度(2年目のみ)の額→フ	ラ×(0.5or0.4)=ム (定率法)フ×0.2=ム	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	ケ×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ケ=マ	マ×1/2=ケ	ラ-マ=フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価額(円)
	初年度への額→ナ	前年度(2年目のみ)の額→フ	ラ×(0.5or0.4)=ム (定率法)フ×0.2=ム	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	ケ×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ケ=マ	マ×1/2=ケ	ラ-マ=フ
2-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
2-2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
2-3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
3-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
3-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
3-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
4-1	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,750,000
4-2	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,750,000
4-3	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,750,000
5-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,021,920	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
5-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,021,920	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
5-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,021,920	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	180,000,000	92,250,000	36,000,000	0	36,000,000	47,562,840			36,000千円	18,000	56,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
2-1	15,000,000	12	49	60	0.4218%	0.4218%	6,840 円	3.4
2-2	15,000,000	12	49	60	0.4218%	0.4218%	6,840 円	3.4
2-3	15,000,000	12	49	60	0.4218%	0.4218%	6,840 円	3.4
3-1	15,000,000	12	37	48	0.3762%	0.3762%	17,505 円	8.7
3-2	15,000,000	12	37	48	0.3762%	0.3762%	17,505 円	8.7
3-3	15,000,000	12	37	48	0.3762%	0.3762%	17,505 円	8.7
4-1	15,000,000	12	22	33	0.4948%	0.4948%	41,656 円	20.8
4-2	15,000,000	12	22	33	0.4948%	0.4948%	41,656 円	20.8
4-3	15,000,000	12	22	33	0.4948%	0.4948%	41,656 円	20.8
5-1	15,000,000	12	13	24	0.8312%	0.8312%	88,835 円	44.4
5-2	15,000,000	12	13	24	0.8312%	0.8312%	88,835 円	44.4
5-3	15,000,000	12	13	24	0.8312%	0.8312%	88,835 円	44.4
計	180,000,000						464 千円	231

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
36,464	18,231

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	補助額	負担者とその負担割合				事業者自己負担		【その他の者】の具体的概要
		都道府県	市区町村	その他の者	負担割合	負担額	負担割合	
2-1	1,933,400 円	60.7%	円	%	円	%	972,040 円	39.3%
2-2	1,933,400 円	60.7%	円	%	円	%	972,040 円	39.3%
2-3	1,933,400 円	60.7%	円	%	円	%	972,040 円	39.3%
3-1	1,908,700 円	61.3%	円	%	円	%	951,705 円	38.7%
3-2	1,908,700 円	61.3%	円	%	円	%	951,705 円	38.7%
3-3	1,908,700 円	61.3%	円	%	円	%	951,705 円	38.7%
4-1	1,920,800 円	62.6%	円	%	円	%	908,816 円	37.4%
4-2	1,920,800 円	62.6%	円	%	円	%	908,816 円	37.4%
4-3	1,920,800 円	62.6%	円	%	円	%	908,816 円	37.4%
5-1	1,944,400 円	60.2%	円	%	円	%	1,021,955 円	39.8%
5-2	1,944,400 円	60.2%	円	%	円	%	1,021,955 円	39.8%
5-3	1,944,400 円	60.2%	円	%	円	%	1,021,955 円	39.8%
合計	18,231,000 円	61.2%	円	%	円	%	11,565,548 円	38.8%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 庄内交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、前払、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備定価格を控除した額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(定率法) △×(0.5or0.4)=ト (定額法)△×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 フ×ウ÷12(月)=カ	計画額(千円)	*残存価格(円) ヘ-カ-タ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
イ	ロ	ハ	ニ	イ+ロ+ハ+ニ	ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ス	ル	ヲ	ウ	ク	カ×1/2=コ	
1													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			レ	ソ	ツ	ウ×1/2=ネ
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	コ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		事業者自己負担					
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
1	0	0	0%	円	100%	円	0%	0	0%	円	0%
羽越		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	0	0	0%	円	%	円	%	0	0%	円	0%

2年目以降(令和 5 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	1	三川-酒田	第20号	R2

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ラ×0.2=ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額=ナ	前年度が(2年目のみ)の額=ウ		ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	マ	マ×1/2=ケ	ラ-マ=フ
1	15,000,000	6,000,000	3,000,000		3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000	円	3,000,000
計	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000	千円	3,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)	
			(自)	(至)					
1	15,000,000	12	36	47	1.35%	1.35%	65,801	円	32.9
計							65	千円	32

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+フ	ケ+サ
3,065	1,532

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		事業者自己負担				
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
1	15,000,000	円	60.5%	円	%	円	%	15,000,000	38.5%	%
羽越		円	%	円	%	円	%	円	%	%
合計	15,000,000	円	60.5%	円	%	円	%	15,000,000	38.5%	%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 庄内交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、前払、リース)
羽越	1	鶴岡-三川	19	ノンステップ スロープ付 標準	57	8.99	R5 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備定価格を控除した額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(定率法) △×(0.5or0.4)=ト (定額法)△×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
1	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
計													3,000 千円	1,500	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費	計画額(千円)
1			レ	ソ	ツ	ワ×1/2=ネ
計					0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
3,000	1,500

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		事業者自己負担			
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
1	1	1,000,000 円	60.0 %	円	100 %	円	0 %	1,000,000 円	40.0 %
羽越		円	%	円	%	円	%	円	%
合計		1,000,000 円	60.0 %	円	%	円	%	1,000,000 円	40.0 %

2年目以降(令和 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	1	三川-酒田	第20号	R2

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ラ×0.2=ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	*残存価格(円)
1	初年度への額=ナ	前年度が(2年目のみ)の額=ラ		ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)=マ	マ×1/2=ケ	0
計	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
1		12	48	59	1.35%	1.35%	25,301 円	12.6
計							25 千円	12

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
3,025	1,512

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		事業者自己負担			
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
1	1	1,010,000 円	60.2 %	円	100 %	円	0 %	1,010,000 円	39.8 %
羽越		円	%	円	%	円	%	円	%
合計		1,010,000 円	60.2 %	円	%	円	%	1,010,000 円	39.8 %

別添資料 幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧

申請番号	運行系統名	運行予定区	具体的な生産性向上の取組み						当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見	
			取組みの種類	取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠		
(1)	山形市役所 (六角・荒砥)長井	山交バス線	A-1	貨客混載				朝晩は山形方面への通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	増収率 2%増	令和3年度実績2,142千円 × 2% = 428千円	・山形市と長井市を最短で結ぶ、通院、通学のための唯一の移動手段である。 ・朝夕はほぼ満席であり、代替輸送手段への転換は困難である。 (山形市) 長井市、白鷹町方面から山形市に通勤、通学するための唯一の移動手段であるため必要性は高く路線の維持を希望する。 (上山市) 高齢化が進む中、本市の山間部の方にとって、重要な公共交通であるため、必要である。 (長井市) 山形市と長井市を最短で結ぶ、通院、通学のための唯一の移動手段であり、路線の維持を希望する。 (南陽市) 市内北部地域から山形市内高校への通学のための唯一の移動手段であり維持が必要。地理的条件により他の公共交通への転換が困難。 (白鷹町) 当路線は、主に白鷹町から山形市内の高校へ通学する学生が多数利用している重要な生活路線である(一週間で延べ約100名が利用(平成28年10月時点))。また、白鷹町から同市内へ鉄路を利用した場合、移動時間は約1時間半と、当路線の約2倍の時間を要することからも、町民生活の利便性確保のため、当路線の維持を希望するもの。	
			A-2	路線再編	①	・フラワー長井線の荒砥駅・長井駅及び市民バスの接続を改善	山交バス 長井市 白鷹町 (山形鉄道)	平成29年10月より関係者調整 平成30年4月にダイヤ改正				
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進	② ③	・長井市・白鷹町の観光資源を有効活用し、路線バス・フラワー長井線・観光地の企画乗車券を販売 ・地域連携DMOとの連携による旅行商品の造成 ・長井や山形の往復乗車券のほか新たに白鷹⇄山形の往復乗車券の設定を検討	山交バス 長井市 白鷹町 (山形鉄道) 山交バス 白鷹町	平成29年10月より検討開始 平成31年度中の販売開始に向け検討 令和2年9月より販売開始 平成29年10月より検討開始 平成31年度中の販売開始に向け検討 令和2年4月1日から長井線往復と山形鉄道片道・道の駅ながいの食事セット券を販売予定 令和2年9月より販売開始 平成29年10月より順次実施				
D	その他利用促進	④	・沿線市町と連携し、体験乗車や小学校において公共交通に関する学習を実施し、利用促進を図る ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・長井駅を経由する経路へ変更 ・運賃の見直しを検討	山交バス 上市市 山形市 山交バス	令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始 令和3年10月より実施予定							
(2)	山交ビル(荒谷・石倉)天童	山交バス線	A-1	貨客混載				朝晩は山形方面への通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	増収率 2%増	令和3年度実績32,714千円 × 2% = 654千円	(山形市) 山形市と天童市を結ぶ重要な路線であるとともに、経路地となっている山形市北部の楯山地区にあっては、(3)と共に重要な路線があることから路線の維持を希望する。 (天童市) 津山・千布・荒谷地域と山形市内を結ぶ交通手段として、欠かせない路線である	
			A-2	路線再編	①	・朝夕の定期券利用者が多いから、更なる定期券利用者の増加をはかるPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進	② ③ ④	・朝夕の定期券利用者が多いから、更なる定期券利用者の増加をはかるPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(R4年度導入予定) ・乗車率の低い天童市内の利用促進を図るため、バス停周辺の利用促進PRを実施 ・運転免許返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付	山交バス 山形市 天童市 山交バス 天童市 天童市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年度より運用開始予定 平成29年10月より実施 平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施				
(3)	県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	山交バス線	A-1	貨客混載				路線再編を検討のため	増収率 2%増	令和3年度実績19,877千円 × 2% = 397千円	(山形市) 山形市を南北に縦断し、上市市と県立中央病院を結ぶ路線であるため、路線の維持を望む。ただし、山形市と上市市を結ぶ路線が複数存在していることから、効率的な運行を目指す。路線の再編を検討する必要があると考える。 (上山市) 山形市総合スポーツセンター、山形県立中央病院、山形市総合スポーツセンター等主要施設への重要な路線であり、朝夕は、小学生が利用しているため、必要である。	
			A-2	路線再編	①	・山形⇄上山を結ぶ系統が10系統存在するため、統廃合などにより効率運行を図る ・県立中央病院とダイヤの更なる適正化を協議する	山交バス 山形市 上市市	平成29年10月に統廃合に向けた検討を開始 平成29年10月に病院側と協議				
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進	②	・スポーツセンターの利用者に対して、バス利用の促進をPR ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				
(4)	山形(若葉町・南山形)高松葉山	山交バス線	A-1	貨客混載				山形市街地に入ってから利用者が増加するため、車両の改造が困難	増収率 2%増	令和3年度実績44,912千円 × 2% = 898千円	・商業施設が多い南山形を経由して上市市と山形市を結ぶ唯一の路線であり、抜本的な見直しに困難。 (山形市) 商業施設が多い南山形を経由して上市市と山形市を結ぶ唯一の路線であるため路線の維持を望む。 (上山市) 山形駅前への唯一の路線であるため路線の維持が必要	
			A-2	路線再編	①	・乗降調査を継続的にを行い、便数の適正化等により乗車効率の増加を目指す ・渋滞緩和のため山形駅東口経由から山形駅西口経由へ経路変更、双葉町バス停の新設	山交バス	平成29年10月以降より順次実施 平成30年4月にダイヤ改正 令和2年4月にダイヤ改正 令和4年3月にダイヤ改正・経路変更				
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進	②	・沿線の黒沢温泉施設との接続の利便性をPR、路線バスを利用した日帰り入浴の商品企画を検討する ・利用拡大のための住民説明会や乗り方教室を実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市 上市市	平成29年10月より検討開始 平成30年10月より沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成。 平成29年10月以降より順次実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				
(5)	寒河江駅前 (松川・左沢)宮宿	山交バス線	A-1	貨客混載				運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率 2%増	令和3年度実績10,398千円 × 2% = 207千円	・西村山地区の寒河江市と朝日町を結ぶ唯一の公共交通手段であり、通学、通院等に必要路線である。 (寒河江市) 寒河江市と朝日町を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通学、通院等に必要路線であることから路線の維持を希望する。 (朝日町) ・市町と朝日町を結ぶ唯一の公共交通手段であり、JRへの乗り継ぎの路線にもなっている。朝日町にとっては通学や通院等に必要路線である。 (大江町) ・通学、通院に非常に重要な路線であるため、路線の維持が必要不可欠である。運転免許返納者支援事業などの町独自の取り組みにより支援を行ってきたい。	
			A-2	路線再編			山交バス					需要調査実施結果に基づきダイヤ改正の見直しを実施済
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進	①	・朝日町ワイン城が沿線にあることから、路線バスで行けるチラシを作成しPR活動を行う(西村山地域の公共交通マップを作成)	山交バス 寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	平成29年10月より順次実施 令和2年3月作成予定				
			D	その他利用促進	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	・左沢駅や寒河江市のJRや市民バスの乗り継ぎを整理したダイヤへ改善(西村山地域の公共交通の見える化のためのマップを作成し検討) ・定期券利用者の2/3補助を実施 ・大江町公共交通機関利用促進協議会「学べる子どもツアー事業」の実施 ・西村山地域の病院に通院する高齢者を対象とする「通院に係る交通手段実態調査」の実施 ・利便性向上のため運賃見直しを検討 ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 寒河江市 大江町 寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県 山交バス	平成29年9月実証実験、検証開始 平成30年4月にダイヤ改正 令和2年4月に左沢線への乗降を考慮したダイヤ改正を実施 平成29年4月より実施済み 平成30年12月2日開催 令和2年3月実施予定 令和2年2月実施 令和2年より検討開始 令和2年10月からゾーン制運賃導入 令和4年5月14日より運用開始				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み						当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見	
			取組みの種類	取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠		
(6)	寒河江駅前～谷地	山交バス株	A-1	貨客混載				運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率 2%増	令和3年度実績13,492千円 × 2% = 269千円	・寒河江山形間は通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であり、技術的な見直しが困難 ・河北町と寒河江間の分断検討にあたっては、接続の円滑化に配慮する必要がある。 (山形市) 山形寒河江間の通勤、通学利用は多く、JR左沢線を補完する重要な路線となっているため路線の維持を望む。 (寒河江市) 寒河江山形間は通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。また、寒河江河北間は、両市町を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通学、通院等に必要路線であることから路線の維持を希望する。 (河北町) 河北町には駅がないために山形方面への通勤通学には寒河江駅及び山形方面への山交バスを利用するケースが多いです。利用者の不便にならないように山交バス運行の配慮が必要である。	
			A-2	路線再編	①	終点をひなの湯・産直センター前から河北病院まで延伸	山交バス	令和4年1月にダイヤ改正・経路変更				需要調査実施結果に基づき路線分断再編及びダイヤ改正の見直しを実施済(R1.10)
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進		西村山地域の公共交通マップを作成	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定				
			D	その他利用促進	①	・西村山地域で運行されている交通機関(バス・JR)の運行路線や運行ダイヤ等を一覧できる公共交通マップの作成 (西村山地域の公共交通マップを作成)	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定				
			D	その他利用促進	②	・西村山地域の病院に通勤する高齢者を対象とする「通院に係る交通手段実態調査」の実施	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年2月実施				
D	その他利用促進	③	・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和4年5月14日より運用開始							
(7)	山交ビル～寒河江駅前	山交バス株	A-1	貨客混載				・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率 2%増	令和3年度実績38,626千円 × 2% = 772千円	・通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であり、技術的な見直しが困難 (山形市) 山形寒河江間の通勤、通学利用は多く、JR左沢線を補完する重要な路線となっているため路線の維持を望む。 (河北町) 通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。 (中山町) 山形市街地及び寒河江市内と中山町を結ぶバス路線としては唯一であり、必要な路線であるが、ニーズに合わせた便数や経路については検討の余地がある。	
			A-2	路線再編	①	・JR左沢線寒河江駅の接続を考慮しながら、運行の効率化のため、便数や運行時間の見直しを検討	山交バス 寒河江市	平成29年10月より検討開始 平成30年4月ダイヤ改正				
			A-2	路線再編	②	・病院、ショッピング施設を通過するような経路変更を検討。実証実験を行い、新たな顧客の取り込みを検討	山交バス 中山町	平成29年10月より検討開始 平成30年4月実証実験 平成30年10月経路変更				
			A-2	路線再編	③	・荒町南線の路線再編と併しに運行回数およびダイヤを検討	山交バス	令和元年10月より実施				
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進		西村山地域の公共交通マップを作成	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定				
D	その他利用促進	④	・西村山地域で運行されている交通機関(バス・JR)の運行路線や運行ダイヤ等を一覧できる公共交通マップの作成 (西村山地域の公共交通マップを作成)	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定							
D	その他利用促進	⑤	・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始							
(8)	天童～寒河江	山交バス株	A-1	貨客混載				通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	増収効果に主に寄与するのは料金体系の見直し	令和3年度実績8,615千円 × 2% = 172千円	・天童・寒河江間はJRがなく、重要な移動手段。 (天童市) ・通勤・通学等に欠かせない路線である。利用客の中には、停留所のある天童駅や寒河江駅、寒河江市立病院から乗り継ぎをしている人もおり、路線の維持を希望するもの。 (寒河江市) ・通勤、通学に欠かせない路線である。寒河江駅などから天童市内の医療機関や商業施設等へ乗り継ぎをしている人もおり、市民生活に必要な路線であることから、路線の維持を希望するもの。	
			A-2	路線再編		・利便性向上のための路線延長(旧:ららパーク⇄寒河江駅前、新:天童南駅⇄寒河江市立病院)	山交バス 天童市 寒河江市	令和3年4月より実施				
			A-2	路線再編		・料金体系の見直しにより収益性改善	山交バス 天童市 寒河江市	令和3年4月より実施				
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進		・西村山地域の公共交通マップに掲載	寒河江市、河北町 西川町、朝日町 大江町、山形県	令和3年4月作成				
			D	その他利用促進		・運転免許返納者への支援策として、回数券の選択可能 ・バスナビシステムの導入	天童市 寒河江市	令和3年4月より実施 令和3年12月より実施				
(9)	天童(東根市役所)北町	山交バス株	A-1	貨客混載				・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率 2%増	令和3年度実績8,615千円 × 2% = 172千円	・通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、技術的な見直しは困難であるが、定時制の確保の対策について検討が必要 (山形市) 通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、路線の維持を望む。 (村山町) ・通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線である。通学や交通弱者対策としても必要な路線として現状維持を望ましい。 (天童市) 天童市内と東根市方面を結ぶ交通手段として欠かせない路線である。 (東根市) 通勤・通学・通院利用者にとって重要な路線であるため、維持を希望する。	
			A-2	路線再編	①	・延長が長く、頻りに運行遅延が発生しており、乗降調査を継続的にを行い、乗換えを前提に山形⇄天童、天童⇄北町(村山)へ分断を検討	山交バス 山形市 天童市 東根市 村山町	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月より関係者調整 平成30年10月1日再編完了				
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進		沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成。		平成29年10月より実施				
			D	その他利用促進	②	・運転免許返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付 ・沿線上の村山産業高校・村山特別支援学校などダイヤや便数の協議実施 ・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 天童市	令和元年10月実施 令和2年4月ダイヤ改正 令和4年5月14日より運用開始				
			D	その他利用促進		・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市 天童市	令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				
(10)	山交ビル(県立中央病院・高橋)天童温泉	山交バス株	A-1	貨客混載				路線再編を検討のため	増収率 2%増	令和3年度実績4,483千円 × 2% = 89千円	・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要なため、別途代替の系統を検討。 (山形市) 運転免許センターへの移動手段を確保する必要のあることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。 (天童市) 便数の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。	
			A-2	路線再編	①	・輸送量(3便/日)が少ないことから、乗降調査を継続的にを行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線(輸送量はぎりぎりの路線)のため、維持する方向で調整中	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成30年1月より関係者調整 令和2年4月ダイヤ改正				
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進		沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成。		平成29年10月より実施				
			D	その他利用促進	②	・バス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのバス停周辺への住宅街においてバス利用促進のPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市 天童市	令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				
			D	その他利用促進		・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市 天童市	令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				

申請番号	運行系統名	運行予定区	具体的な生産性向上の取組み						当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見					
			取組みの種類	取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠						
(11)	山交バス(漆山)天童温泉	山交バス線	A-1	貨客混載							増収率 2%増	令和3年度実績40,443千円 × 2% = 808千円	・通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、技術的な見直しが困難 (山形市) バス事業者と連携し、バス停周辺への住宅街においてバス利用促進のPRを実施し、生産性向上に向け取り組む。 (天童市) 天童市内の市街地を通り山形市を結ぶ重要な路線である。			
			A-2	路線再編	①	(10)路線の廃止検討に合わせて、便数の適正化等を図る	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月検討開始								
					②	・乗降者を継続的にを行い、便数の適正化等により乗車効率の増加を目指す。	山交バス	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月にダイヤ改正								
			A-3	混乗化												
			A-4	観光利用促進	③	「東芳菁」バス停より徒歩15分にNDスタジアムがあるので、チラシを作成しPR活動を行う。	山交バス	平成29年10月より順次実施								
(12)	山交バス宮城交通	山交バス	A-1	貨客混載	①	・佐川急便株式会社と仙台を結ぶ全ての路線で貨客混載が出来ない現在協議中 ・運送事業者と協議し導入したい	山交バス 佐川急便 宮城交通				【山交バス】 増収率 2%増 【宮城交通】 増収率 2%増	令和3年度実績27,239千円 × 2% = 544千円 (1,336便×2名)×単価1,050円=2,805千円 便あたり2名増を見込み、1年 の運行便数×2、これに2枚 組回数券の枚あたりの金額 1,050円を単価として、掛けて 算出。	山形県側からは山形市内からの仙台への通勤通学が多く、宮城県側からは東北芸術工科大学への通学が多い。平日は芸術工科大学の授業時間に合わせてダイヤを設定し、土日祝は沿線の観光施設である「ナワード」の企画乗車券を販売することにより、利用促進を図る。 ミヤコーバスの運行の宮城県内路線との乗り継ぎ券の販売により、平日の昼間、土日祝の利用促進を図る。			
			A-2	路線再編			山交バス	令和4年3月ダイヤ改正		需要調査実施結果に基づきダイヤ改正の見直しを実施済R3.4.1						
			A-3	混乗化						当該路線と競合する路線がない						
			A-4	観光利用促進	②	高運バスとリナワールド入場券をセットにした企画乗車券を販売する。	山交バス 宮城交通	令和4年2月2日実施済								
			D	その他利用促進	③	・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・東北芸術工科大学導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和4年5月14日より運用開始								
(13)	米沢～仙台	山交バスJRバス	A-1	貨客混載	①	佐川急便株式会社と仙台を結ぶ全ての路線で貨客混載が出来ない現在協議中	山交バス 佐川急便				増収率 2%増	令和3年度実績27,503千円 × 2% = 550千円 【JRバス】 438千円/21,918千円=2.0%	山形県側からは冬季間の降雪による奥羽本線の運休の代替手段としても利用されている。宮城県側からは山形大学工学部への通学でも利用されている。 並行する奥羽本線より価格が安価で速達性があるため、米沢～仙台間の主要な交通手段として利用されている。			
			A-2	路線再編	②	需要調査実施結果に基づきダイヤ改正を実施(経路変更・時刻変更)	山交バス JRバス東北	経路変更:令和3年4月1日実施 (起終点を変更) 時刻変更:令和4年4月1日実施								
			A-3	混乗化						当該路線と競合する路線がない						
			A-4	観光利用促進	②	白布温泉・小野川温泉と連携し仙台圏からの利用者増に向けて日帰りパックを作成し販売する。	山交バス JRバス東北	実施時期未定		GoToラベルキャンペーンに合わせ発売する予定だったが、キャンペーンの再開が見込めなかったため。						
			D	その他利用促進	③	・東北ICを見据えたTOHOKU Maasにおいて乗車券の発売を実施 ④	・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和4年5月14日より運用開始							
(14)	新庄～仙台	山交バス	A-1	貨客混載	①	佐川急便株式会社と仙台を結ぶ全ての路線で貨客混載が出来ない現在協議中	山交バス 佐川急便				増収率 2%増	令和3年度実績96,009千円 × 2% = 1,920千円	最上地方からは仙台まではバスが最短であり冬季も運休することが非常に少ない。また、形形「産花沢」村山「東根」と多くを經由することで利用促進を図っている。また、河北町、栗河江市、天童市などのバス停と隣接する市町村からの定期券利用者も多い。			
			A-2	路線再編			山交バス			需要調査実施結果に基づきダイヤ改正の見直しを実施済R3.4.1						
			A-3	混乗化						当該路線と競合する路線がない						
			A-4	観光利用促進	②	東根温泉と連携し仙台圏からの利用者増に向けて日帰りパックを作成し販売する。	山交バス									
			D	その他利用促進	③	・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和4年5月14日より運用開始								
(15)	県立病院～金山	山交バス線	A-1	貨客混載							増収率 2%増	令和3年度実績10,416千円 × 2% = 208千円	・新庄・金山間はJRがなく、路線バスが地域の中核である新庄市までの通院、通学のための唯一の移動手段であり、技術的な見直しが困難。 (新庄市) 新庄市内にある児童養護施設「双葉荘」や楳根山など周辺の行政区に居住する児童が通学する際の手段であり、現在の乗客数の過半数が当該施設の児童である。児童の交通手段確保の観点から、当該路線の維持を希望する。 平成29年度より地域公共交通網形成計画の策定(着手) (金山町) ・新庄・金山間を結ぶ公共交通機関は山交バス唯一であり、通院及び学生の移動手段として重要視しています。 ・これまでは、家族、親類、近所の方々のサポートにより買い物等に課題を抱える高齢者が少なかったと思われるが、今後は、サポートしていた方々も高齢になってしまい、バス路線を維持することで移動手段を確保できる方が増えると考えられますので、路線維持は必須であると考えています。			
			A-2	路線再編			山交バス 新庄市 金山町	令和3年より検討予定								
			A-3	混乗化						当該路線と競合する路線がない						
			A-4	観光利用促進	①	・新庄駅を拠点とした乗り換えに関して、わかりやすい案内表示や路線マップを作成	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始								
			D	その他利用促進	②	・温泉街などの観光地を対象とした最上地域共通の乗車券を作成し、広域での販売を検討	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始								
(16)	県立病院～肘折	株新庄輸送サービス(大蔵村)	A-1	貨客混載	①	・「スーパードライ」等と連携した買物代行サービスについて検討	新庄輸送サービス(大蔵村)	平成30年5月より実証実験実施したが商業ベースに至らず、自社工元の輸送需要あり輸送支援で継続中。			運行回数 5.6回 輸送量 15.1回	移動機会を最適な確保として 運行回数を5.6回 輸送量:乗車密度2.7人×5.6	・新庄・大蔵間はJRがなく、路線バスが地域の中核である新庄市までの通院、通学のための唯一の移動手段である。 ・国道沿いに集落が点在しており、定時定路線型の運行が最も効率的であり、その中でH29年4月より地域のニーズに合わせて車両を中型バスからマイクロバスに変更して運行中。(新庄市) ・最上地域で唯一精神科が設置されている「新庄明和病院」まで行くことができる唯一の移動手段であり、精神科に通院する患者は自ら自動車運転することが難しい方もおり、当該路線がなければ新庄駅から約5キロメートルを徒歩等で通わなければならないため、当該路線の維持を希望する。 (大蔵村) 本線が路線となる大蔵村の大半が交通空白地帯となり、また、通学・通勤・通院・買物には新庄市への乗り入れが必須となることから、この路線は必要である。また、JRなどの鉄道がないため代替輸送手段への転換もできない。			
			A-2	路線再編	②	・新幹線等着発時間に合わせてダイヤ改正・増便(6⇒7便)	新庄輸送サービス(大蔵村)	平成29年4月より実施済み		当該路線と競合する路線がない						
			A-3	混乗化	③	・本路線に対する村営スクールバスの接続の改善を検討	新庄輸送サービス(大蔵村)	平成29年10月より検討開始 平成30年10月より接続改善								
			A-4	観光利用促進	④	・「もがみ1日乗車券」が路線限定した格安の乗車券の販売を目指す	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始								
			D	その他	⑤	・運賃値下げの検討 ・金山町報、新庄市報を利用した町民市民に対する周知徹底などのPR活動 ・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 新庄市 金山町	平成31年4月より実施検討 平成31年4月1日「ゾーン」運賃制度開始 平成31年3月号に掲載								

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み						当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見	
			取組みの種類	取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠		
(17)	銀山線	(有)はながきバス	A-2	路線再編				当該路線と競合する路線がない	乗車人数 26,633人	令和3年度乗車人数の20%増とする。 令和3年乗車人数22,194人×20%=26,633人	・銀山温泉への観光目的の移動手段として、利用目的が多い路線である。 ・地域住民や高齢者に対する生活路線となる重要な路線である。	
			A-3	混乗化				当該路線と競合する路線がない				
			A-4	観光利用促進	①	主に首都圏からの観光客の増加を目的としたPR活動	はながきバス	令和4年度より実施検討				
			D	その他利用促進								
(18)	山形～鶴岡	山交バス 庄内交通	A-1	貨客混載	①	佐川急便株式会社と山台を結ぶ全ての路線で貨客混載が出来ない現在協議中	山交バス 佐川急便		増収率 2%増	令和3年度実績19,906千円×2%=398千円 222名×1,997円=445千円 445千円/22,295千円=2.0%	山形庄内地方と村山地方を直通で行き来できる唯一の交通手段であり、月山や湯殿山などの観光路線としても多くのお客様に利用されている。	
					②	新聞の輸送	庄内交通					
			A-2	路線再編								
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進	③	山形鶴岡間2回券「つるおか1日乗り放題券」の拡販及び湯の浜温泉宿泊プランの商品開発	山交バス 庄内交通					
					④	観光利用促進の為、湯殿山口BSの新設による観光地との乗り継ぎ強化に伴う利便性向上	庄内交通 山交バス	令和3年7月より実施予定				
D	その他利用促進	⑤	交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 庄内交通	令和4年5月14日より運用開始							
(19)	鶴岡～三川	庄内交通株	A-1	貨客混載				朝晩(特に冬期間)は通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	(新設運行系統) 補助対象経常費用の見込み額 11/20 17,413千円	・鶴岡市・酒田市を結ぶJR羽越本線を補完する重要な路線であり、通年、日常生活・通学に利用されている。		
			A-2	路線再編	①	利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市 三川町	令和3年10月より既路線を分割再編				
			A-3	混乗化							当該路線と競合する路線がない	
			A-4	観光利用促進	②	「つるおか1日乗り放題券」の拡販	庄内交通 鶴岡市	平成29年9月より販売開始 IC化に伴いICのみでの販売				
					③	「学生100円バス」の利用者拡大への周知施策	庄内交通 鶴岡市	平成29年7月より検討開始、関係者協議 平成30年2月より運賃設定開始。				
			D	その他利用促進	④	地域(高齢者)の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのポストイン/周知を計画 ・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	(地域)令和4年7月～9月、ポストインによる周知拡販予定 (観光)ターミナルや駅への設置				
(20)	三川～酒田	庄内交通株	A-1	貨客混載				朝晩(特に冬期間)は通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	(新設運行系統) 補助対象経常費用の見込み額 11/20 17,048千円	・鶴岡市・酒田市を結ぶJR羽越本線を補完する重要な路線であり、通年、日常生活・通学に利用されている。		
			A-2	路線再編	①	利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市 酒田市 三川町	令和3年10月より既路線を分割再編				
			A-3	混乗化							当該路線と競合する路線がない	
			A-4	観光利用促進	②	「つるおか1日乗り放題券」の拡販	庄内交通	平成29年9月より販売開始 IC化に伴いICのみでの販売				
					③	「学生100円バス」の利用者拡大への周知施策	庄内交通	平成29年7月より検討開始、関係者協議 平成30年2月より運賃設定開始。				
			D	その他利用促進	④	地域(高齢者)の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのポストイン/周知を計画 ・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	(地域)令和4年7月～9月、ポストインによる周知拡販予定 (観光)ターミナルや駅への設置				
(21)	鶴岡(ゆほか)いでは文化記念路	庄内交通株	A-1	貨客混載				観光シーズンは満員のため、車両の改造が困難	(新設運行系統) 補助対象経常費用の見込み額 11/20 21,962千円	・鶴岡市街と旧黒羽町中心部を経由する唯一の公共交通手段であり、日常生活・通学に利用されている。 ・出羽三山の日本遺産登録等により、シーズン中の観光目的利用も多い重要な路線		
			A-2	路線再編	①	利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市	令和3年10月より既路線を分割再編				
			A-3	混乗化							当該路線と競合する路線がない	
			A-4	観光利用促進	②	「つるおか1日乗り放題券」の拡販	庄内交通	平成29年9月より販売開始 IC化に伴いICのみでの販売				
					③	「学生100円バス」の利用者拡大	庄内交通	平成29年7月より検討開始、関係者協議 平成30年2月より実施。販売施策を後検討中				
			D	その他利用促進	④	地域(高齢者)の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのポストイン/周知を計画 ・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	(地域)令和4年7月～9月、ポストインによる周知拡販予定 (観光)ターミナルや駅への設置				
		⑤	利便性向上のためバスロケーションシステム導入	庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始 動画配信およびイベント開催による周知を計画							
		⑥	交通系ICカード(地域連携ICカード)導入	庄内交通	令和4年5月14日よりサービス開始							